

1 議事日程(4日目)

[平成18年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成18年9月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	後藤 邦 晴 (3)	<p>1. 高雄公園にかかる整備運営について</p> <p>(1) 公園整備と運営について 最終設計の内容について伺う。 今後の具体的な公園運営の計画を伺う。</p> <p>(2) 公園周辺整備について 周辺の道路(溝尻・高雄線)の整備について伺う。 通学路整備との関連があると思われるが、安全面を含めて現在の状況をどのように認識されているのか伺う。</p> <p>2. 地区公民館補助制度について 地区公民館は築20年から40年がほとんどであるが、その増改築事業の補助について伺う。</p>
2	清水 章 一 (13)	<p>1. 障害者自立支援法について 市町村は、障害者の自立と社会参加を基本とする基本法の理念を踏まえて障害福祉計画を作成しなければならない。その柱の一つに「地域生活移行や就労支援等のサービス基盤の整備」が掲げられている。今後の施策の展開について伺う。</p>
3	福 廣 和 美 (17)	<p>1. 市民サービスについて</p> <p>(1) 窓口サービスについて伺う。</p> <p>(2) 出張サービスについて伺う。(まほろば号路線を含む)</p> <p>2. 飲酒運転撲滅について 市職員及び市民への啓発について、市長の考えを伺う。</p>
4	橋 本 健 (4)	<p>1. ペットボトル回収における市民啓発と指導について 春日大野城リサイクルプラザにごみとして出された本市のペットボトル・トレイ専用袋の状態は、他市に比べ非常にマナーの悪さが目立ち恥ずかしい。ルールにのっとった正しい出し方を指導し、市民へ理解と協力を求める必要がある。行政として今後どのような対策を講じられるのか伺う。</p>

5	田川武茂 (16)	1. まほろば号高雄地区乗り入れについて 現在のところ高雄地区以外全地域に運行されている。まほろば号の高雄地区への乗り入れについて伺う。
6	山路一恵 (11)	1. 福祉のまちづくりについて これからは医療費を抑制するという観点から、保健事業、介護予防等に力を入れていくべきである。 保健事業、介護予防、生きがい対策、について伺う。
7	門田直樹 (6)	1. 住宅地の公園整備について 公園が全くない団地がある。小さくてもいいから高齢者や乳幼児を持つ母親が徒歩で行ける広場が必要ではないか。 2. 年金センターの今後について 国民年金健康保養センター太宰府は12月に一般競争入札、平成19年1月に引渡し、同年3月には従業員全員解雇とのことである。今後の見込みや従業員再雇用の可能性について伺う。

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井智鶴枝 議員	2番 力丸義行 議員
3番 後藤邦晴 議員	4番 橋本健 議員
5番 中林宗樹 議員	6番 門田直樹 議員
7番 不老光幸 議員	8番 渡邊美穂 議員
9番 大田勝義 議員	10番 安部啓治 議員
11番 山路一恵 議員	12番 小柳道枝 議員
13番 清水章一 議員	14番 佐伯修 議員
15番 安部陽 議員	16番 田川武茂 議員
17番 福廣和美 議員	18番 岡部茂夫 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(30名)

市長 佐藤善郎	助役 井上保廣
収入役 松島幹彦	教育長 關敏治
総務部長 平島鉄信	総務部政策統括担当部長 石橋正直
地域振興部長 松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 三笠哲生
市民生活部長 関岡勉	健康福祉部長 永田克人
健康福祉部子育て支援担当部長 村尾昭子	建設部長 富田讓
上下水道部長 古川泰博	教育部長 松永栄人
監査委員事務局長 木村洋	総務課長 松島健二

財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	神原稔	産業・交通課長	山田純裕
市民課長	藤幸二郎	環境課長	蜷川二三雄
福祉課長	新納照文	すこやか長寿課長	木村和美
保健センター所長	木村努	建設課長	西山源次
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
教務課長	井上和雄	中央公民館長 兼市民図書館長	吉鹿豊重

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

副議長（大田勝義議員） 皆さんおはようございます。

副議長の大田です。議長が事故で欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

皆様のご協力をよろしく申し上げます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

副議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

3番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔3番 後藤邦晴議員 登壇〕

3番（後藤邦晴議員） おはようございます。

ただいま副議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めといたしまして、高雄公園に係る整備運営についての1点目、公園整備と運営についてでございますが、この件は平成16年3月定例議会において質問させていただいておりましたが、そろそろ実現の時期が来たのではないかと思いますので、改めてお尋ねをいたします。

まず、最終の設計はどのような内容になっているのか、お伺いいたします。

あわせて、以前から申し上げておりましたように、隣接する校区の市民や関係者への説明会、そのときに集約されたご意見などがたくさん出ているのではないかと思います。それをどのように反映させているのか、説明はいつなされたのか、お答えください。

また、今回が最終の設計になると思いますので、市民の健康をにらんだ設備や青少年の非行対策を含め、今後の具体的な公園運営の計画をお答えください。

次に、2点目の公園周辺整備についてお伺いいたします。

この件も、1点目と同じ、平成16年3月に質問させていただきました。石坂の石穴神社から環境美化センターに抜ける道路、溝尻・高雄線でございますが、この路線の何か所かに車の離合ができるスペースの設置をお願いしましたところ、時期を見て一緒に現地を見に行くと申されましたが、いつの間にか部長と課長で現地を調査されたと聞き及んでおります。確かに、2人だけで調査されても、結果がよければ何も申し上げることはありませんが、内心では穏やか

な気持ちにはなれません。このことは、その調査をされた後の結果、結論などの報告をいただ  
いていないところにあります。

この件は、公園整備の一環として、以前から申し上げておりますように、湯の谷区、湯の谷  
西区、秋山区等の地域の方々が公園に行きたくとも、このままでは危険を伴いますので、どう  
しても五条から東小前までの急な上り坂を遠回りしていかなくてはなりません。東小学校に通  
学する児童も多いことから、どのようにお考えかお伺いします。

また、東中学校への通学路につきましては、全く住宅などが無いところを歩きます。ほかの  
小・中学校には、それぞれに住宅街がありますので、ある程度は安心しておりますが、ここは  
通学にかかわらず、公園へ続く道路でもあります。公園の周辺整備として改良が必要だと考え  
ます。危険防止、犯罪防止のために何らかの対策が必要だと思いますが、今の状況をどのよう  
にとらえ、どのようなお考えかをお伺いします。

次に、2項目めの地区公民館補助制度について質問させていただきます。

本市におきましては、市民一人ひとりの幸せな暮らしを実現する21世紀の太宰府市を創造す  
るために、第四次総合計画が策定され、本年度後期基本計画を作成し、重点的に取り組む主要  
課題として、前期から引き続き、まるごと博物館推進プロジェクト、地域コミュニティ推進プ  
ロジェクト、福祉でまちづくり推進プロジェクトの3つのプロジェクトを掲げられています。

執行部におかれましては、大変逼迫した財政状況の中、組織の体制を変更され、各部署にお  
いて積極的にまちづくりの推進に取り組んでいただいておりますことに対し、心から敬意を表  
するところでございます。

そこで質問させていただきます。

このことは、地域コミュニティ推進プロジェクトにかかわる課題かと思いますが、このプロ  
ジェクトでは、市民一人ひとりが地域のまちづくりに気軽に参加することができ、運営にも楽  
しく携われるような仕組みづくりや場づくりを行い、地域住民が集える居心地のよい拠点づく  
りを行うとされています。

そのような中、現在市内には地区公民館が35か所、共同利用施設が9か所ありますが、この  
維持管理運営におきましては、各行政区が創意工夫され、実施されておるところでございま  
す。ご承知のとおり、各種サークル活動、子ども会事業、老人会事業、ボランティア事業、自  
治会事業等の各種活動が、地区公民館を核として活発に実施されております。また、あつては  
ありませんが、災害発生時には第1次避難場所としても指定されるなど、地区公民館の役割は  
大変重要なものがあると認識しております。

この地区公民館の実情は、多くが昭和50年代に木造で建築されており、雨漏りによる屋根の  
ふきかえや床の張りかえをはじめ、水周りの修理改善、またトイレが男女共用のところもあ  
り、これらの改修工事が急務となっております。その財源確保に各行政区とも苦慮されてお  
られます。しかしながら、市においては、地区公民館施設の整備を促進するため、その建物の  
新築、増改築、補修等に対する経費の補助について、昭和52年に太宰府市地区公民館施設整備

条例を制定され、その第2条第1項第2号で、増改築及び補修事業について10万円以上のものを対象に、5分の4の補助率で最高500万円まで補助すると規定されているにもかかわらず、平成15年度の豪雨災害による財政難のために、それまで2,000万円程度の予算が確保されていましたが、年々減額され、本年度では800万円になってしまいました。各行政区からの補助要望に対し、受付順または緊急を要する順番などにより、予算の範囲内で補助対象を決定されておられ、補助の対象にならずに、保留されている区はたくさんあると聞き及んでおります。

そこで、市においてはこの現状と地区公民館の必要性についてどのようなお考えか、市長並びに教育長のお考えをお聞かせください。

また、平成14年度から平成17年度までの地区公民館施設整備補助決算額のうち、太宰府市地区公民館施設整備条例第2条第1項第2号の増改築及び補修事業で補助対象になった各年度の件数、金額、現在保留されている行政区数及び本年度も含め今後の地区公民館施設整備補助の考え方についても、具体的にお答えください。

なお、回答は項目ごとをお願いいたします。あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま高雄公園の整備運営についてのご質問でございますが、まず私からご回答申し上げたいと思います。

6月議会でも同様の質問がありましたので重複しますが、高雄公園につきましては、高雄地区のまちづくりの大きな事業の一つでありますことから、第四次太宰府市総合計画後期基本計画で高雄公園の早期供用開始を掲げておるところでございます。このようなことから、生活道路であります高雄中央通り線の道路改良工事が、平成18年度、平成19年度で完成を予定いたしております。あわせまして、高雄公園を着工してまいりたいと考えております。

これからも住民の方々の協力をいただきながら、高雄公園におきましては、地域の住民と一緒に、愛着を持たれるような公園づくりを行うことが大切だと考えております。詳細につきましては、部長から回答をさせます。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、私の方からもご回答申し上げます。

高雄公園につきましては、歴史スポーツ公園、それから梅林アスレチックスポーツ公園と同じ住区基幹公園の地区公園でございます。市内3か所目の公園となります。公園は、近隣住民が利用されることを目的といたしておりますので、公園をより身近に自分たちの公園として利用していただけるように、早期に住民のご意見を取り入れるための説明会を開催し、実施していきたいと考えております。

具体的には、今回整備する面積は、2haでございます。幅が50mで奥行きが370mと細長い地形でありますことから、住民の意見、要望によりましては、幾つかのエリアに分けてゾーニングができると考えております。

公園を適正に利用していくためには、行政の力だけでは困難なところもございます。地域住民の皆さんの協力が不可欠でありますので、地域と行政が一体となりました公園、そして管理運営についてもあわせて協力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） それでは、2点目の高雄公園の周辺整備の件につきましてご回答申し上げたいと思いますが、高雄公園のこの周辺でございますが、まずは生活道路の整備をいたしまして、昨年、家ノ前・今王線の整備をいたしたところでございます。平成18年、平成19年には、生活道路の中心でございます高雄中央通りを整備いたす計画であります。その後、公園をつくる予定でございますが、周辺整備につきましては、その後の利用者の実態あるいは経過を把握いたしまして、タイムリーに整備をいたしていきたいと考えておるところでございます。

なお、計画の詳細につきましては、部長から回答をさせます。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） ご質問の周辺の道路整備でございます。

溝尻・高雄線の整備につきましてでございますが、石穴神社から高雄中央通りまでのおおむね1,600mの区間の整備につきましては、ところによっては広いところもございますが、側溝を除いたところの幅員が約2.6mから3.8mという狭いところが約400mほどございます。安全面を含めた現状につきましては、過去3度ほど道路整備改良工事を行い、整備をいたしてまいりましたが、まだ十分ではないと思っております。この辺の住宅地も増えまして、交通量も少しずつ増えておりますことから、カーブ等で先が見えにくい箇所等については、さらにカーブミラーを設置し、また離合しやすいように、部分的になります。またふたつきの側溝等に改良いたしまして、あわせて道路狭小表示、離合の注意表示等いたしまして、通りやすいように、事故の起きないような対策を講じていきたいと、そのように思っておるところでございます。

そして、東中の前も、全体的に樹木がうっそうとしておりますので、何らかの防犯対策が必要と、そういうふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今の回答の中で、説明会、これはもうされたんですかね。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まだいたしておりません。大体、平成18年度中には住民のご意見を聞く場を設けたいと、そのように考えておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） その説明会の対象者といいますかね、方々たちはどのような方々を考られているのか。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まだ、正直言って、庁内、内部での公園の形とかそういうものもまだ詰める必要がございますし、対象につきましては、大体南小学校校区のまずは区長さんあたりにお話を持って行って、それからお話し合いによってどこまで意見を聞くかというのは詰めてまいりたいというふうに思っております。大体、南小学校区というように考えておりますが。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今、部長がおっしゃった南小学校校区、私の考えとしましては、やはり高雄公園という名称がついているばかりに南小学校校区ということをお考えかもわかりませんが、やっぱりあの公園というものは東小学校校区も大変重要な位置じゃないかなと私は考えます。といいますので、やはり東小学校校区に子どもさんが通学されている行政区、その区長さん方、それとそれにかかわる方々への説明は大事じゃないかなと思います。

それで、いろんな方々の意見を聞いていただいて、やはり反対の意見というものが結構最初は出ていましたけど、私も前回申しましたように、あそこに公園ができるというものは私個人としては大賛成の方です。だから、それを持っていくためにも、やはり東小学校校区の方の方々、行政区の方々にも説明するべきじゃないかなと思います。その返事をお願いします。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 参考にさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） はい、ありがとうございます。

あと、先ほどの高雄中央通り線、この計画は前に進んでいただけるような計画のようですので、ありがとうございます。

あと、再度申しますけど、太宰府東中学校の方なんですけど、やはり中学校の前、これはこの学校に通学するために2か所の通路があります。1つは、東小学校の運動場の下を歩いていく道、通路、あと一つは、太宰府高校の校門の前を通る道。この2つとも、先ほども申しましたけど、周りに住宅が一つもありません。本当に、木々が生い茂った、左右にはフェンスも何にもない、街灯も少なく、あるかもわかりませんが本当に薄暗い街灯です。ここを通りながら学校に通うんですけど、この学校の前を歩いて、新しく今度できる公園に遊びに行かれる方々はすべてこの道を通られると思います。だから、学生の非行、それとか事件等に大変心配されることはないかと思えます。

それで、事件とか事故があれば、台風とかそういう自然の災害ではなく、本当に人身災害というようなことになりかねませんので、そここのところも十分考えていただいて、ただ公園だけ一つをつくるんじゃなく、その周辺のことをしっかり考慮していただいて、いろんな事件がないように、現在でも中学校、小学校の周りに不審者が出たということはもう何件も話が出ております。これは教育長もご存じだと思いますけど、このことについて、建設部長、それに教育長、どのようなお考えか、あそこの通学、ただ公園ができるだけじゃなく、やはりその周りのことを十分注意していただきたいと思えますので、そここのところの回答をお願いします。



副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 確かに、さっき、一言でうっそうとしているというふうに言いましたけども、小学校を下の方から考えますと、左側は小学校の高い擁壁がございますけども、とろとろ下りますと右側が、やっぱりフェンスはありますけども、こう引き込まれたらわからないような状態がございますし、またそれから水路がずっとありまして、今度東中からまたさらに下るといことになりますと、今度左側の方がそういう状態でございますので、また高雄中央通り線に出てからも今度両方、今のところはございません。

ただ、高雄中央通りの方は、将来公園ができましたときに、今高雄中央通り線の整備は太宰府高校までということですので、その先は一定広くはなっておりますけども、何らかの形で整備する必要があるなというふうには考えております。

それで、その中学校前、ちょうど行ったときにも、生徒たちがあいさつしながら、2人ずつ、一人と帰っております、その状態でも、直線でもくねっておって見通しも悪いというふうに感じておりますから、具体的に今どうこうということはできませんけども、そういう安心・安全対策から、防犯対策から、何らかの対策が必要かなと、そういうふうには強く感じておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） もう一つ、ちょっと質問したいと思います。

今、東中学校の前、で、今度計画されている公園、その間に雑木林がありますよね、あそこを、最初あの土地を公園用地として購入されるときに、ちょっと計画されるようなことは全く考えがなかったんでしょうか。あの雑木林が切り開かれて中学校までオープンになれば、その危険性というものも少しは解除されるんじゃないかなと私個人としては思っていたんですよね。だから、そういう考えというものが全くなかったものか、それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 当初、公園をどこまでするかということについてはお話ししたかと思いますが、区の農事水利の皆さんと美化センターの約束事ということもございまして、ずっと図面広げて公園の線引きをした経過がございまして、そのときに、当初はもう大きな公園でそこまで入っておったと思いますが、今回については、今の計画のように細長くなりましたけども、そこですということと地元了解を得ました。そのところについては、そのときには対象から外れておりました。そういう経過であったということでございます。

その後の内部での検討でも、そのところについてはちょっと当初から計画の対象には入っていなかった経過がございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 最初から計画に入っていなかったということです。

将来的には、あそこを少しでも考えていただければいい公園になってくるんじゃないかなと思います。

今まで質問しましたことは、本当に大事なことだと思います。先ほど部長も言われましたように、東の方には本当に大きな公園がないので、そこに、東の方に大きな公園をつくっていただきたいというのは、私としては賛成です。しかし、先ほどから申し上げるように、一つの公園のつくり方によっては大変危険な位置にありますので、そのために利用者が少なくなり、雑草が生い茂った寂しい公園になりかねません。将来は、美化センターまで延長する計画がある公園になっていると思います。そのためにも、最初が大事だと私は思います。立派な公園にしていきたいと思います。

これで1項目めの質問は終わります。

副議長（大田勝義議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 2件目の地区公民館補助制度についてお答え申し上げます。

地区公民館をはじめいろいろな教育施設の改修等の必要性については、十分認識しているところでございます。また、地区公民館の維持管理、運営につきましては、各地区で鋭意取り組んでいただいて、大変ありがたいと思っております。

ご質問の地区公民館施設整備補助金についてでございますが、大変財政状況の厳しい中で補助金交付について大変苦慮しているところでございます。今後、予算の中で、有効的に補助金を交付するために、交付基準等の見直しを含めて検討していきたいと考えているところでございます。

詳細につきましては教育部長の方からお答えさせます。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） お尋ねの平成14年度から平成17年度までの増改築及び補修事業の各年度ごとの件数、金額ですが、平成14年度が26件で1,628万9,000円、平成15年度が25件で1,672万5,000円、平成16年度が23件で1,060万8,000円、平成17年度が29件で1,726万9,000円となっております。また、現在保留されている行政区の数は22行政区でございます。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今、補助対象区の件数を答えていただきましたけど、26件、25件、23件、29件と、金額的にも申されましたけど、この金額はすべてまだ残っているわけなんですかね。件数も残っているわけですね。保留が22件なんですけど、それを平成14年度から平成17年度までトータルすると大きな数になりますけど、今保留されている件数は22件ということになれば、かなりの補助は終わってきているということで考えていいんですかね。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほど申しましたのは、説明が悪かったと思いますが、実際に改修工事等が終わったものに対して補助金を交付した件数と金額でございます。

それで、平成17年度までに保留されているものはございませんで、平成18年度が22件保留をしておるといふことでございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） といいますと、平成17年度までの件数はすべて終わっていますよということですね。はい、わかりました。

今の回答で、このご時世で財政が厳しい中ということで、市民も少しは理解しておると思いますので、この問題は補助率が今現在5分の4ということになっておりますけど、2分の1にするとか限度額が500万円になっておりますけど、これを100万円か150万円ぐらいに減額され、対象件数を増やされて、保留するのではなく最低2年間ぐらいで対応するなど、執行部で十分検討されて、条例を改正するというのは難しいかもわかりませんが、そういうことか、当分の間条例は改正しないで対応する方策等を議会や区長会などにしっかりと説明されて、理解を求められてやるべきじゃなかったかなと私は思います。

そこで、再度教育部長、私の提案をあわせて、本年度を含め、地区公民館の施設整備補助の考え方についてお答えください。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいま議員ご指摘のように、平成18年度、大変保留が出てまいりまして、改革改善事項の実施計画書というのを経営会議で示されております。議員が申されましたような改修、補修等の補助金に上限も含めた改正について、近隣の市町も参考にしながら改正をしていきたいというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今申されました近隣の市町村を参考にすると、参考としてというものはいいと思いますけど、市が決定された条例、市の条例というのは国で言えば法律だと思います。法律や条例は、制定されればその内容について守る義務や権利が保障されるように私は基本的に理解しております。それで、条例は何のために制定されているのか。特に、この地区公民館施設整備条例は、行政がこのように実施していただきたいということで議会に提案されて可決されている条例だと私は思います。地域は当てにしているのに、財政が厳しいからといって、担当者レベル、各行政区からの補助要望に対し、受付順または緊急を要する順番などに予算の範囲内で補助対象を決定されたり保留されたりするという、この処理は私としては大変問題があるんじゃないかなと思いますので、この条例を極端に言えば軽視されているように私は考えます。簡単に考えるものじゃないんじゃないかなと思います。

やはり、太宰府市で条例として決められたことは、ある程度予算、そういうもので、そして公民館というものは、先ほども言いましたように、いろんな避難場所であり地域の一番の活動場所になっていると思いますので、近隣の市町村を参考にするだけでなく、太宰府市としてしっかりとやっていっていただきたいと思います。

最後に、再度部長、今後のこの条例について、そして補助対象についてのことにお答えくだ

さい。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 近隣の市町も参考にしながらと申しあげましたのは、先ほど議員も申されました上限補助率でございますが、例えば筑紫野市でありますと10万円以上について3分の2、那珂川町でありますと10万円を超える部分について2分の1とかいうように、やっぱり補助率が違いますので、そういうことも参考にしたいということでございます。

それで、条例で決めておるのに、なぜ補助をしないかと、条例違反じゃないかということでございますが、限られた予算の中で有効的に配分をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 最後に、今おっしゃった最後にお言葉いただいた限られた予算内、これは確実に限られた予算内ですべて使ってあるんですか、間違いなく。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 配分された予算を執行しております。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 財政が今は厳しいけど将来的に財政がよくなってくれば、平成15年度は1,600万円から平成16年度は2,000万円、平成17年度1,700万円という予算がとられておりました。平成18年度に限って800万円という金額になってきましたけど、将来的には財政がよくなってくればそういうふうな予算をしっかりとっていただいて、地区公民館にしっかりバックアップしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま副議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております障害者自立支援法について質問をさせていただきます。

障害者自立支援法については、本年の3月議会、そして6月議会と2回にわたって質問をさせていただきます。引き続き、同じテーマではございますが、今回は特に障害者の就労支援と地域生活移行を中心に質問をさせていただきます。

本市が、平成10年に作成した障害者プランには、「障害者が職業を通じて自立することは社会参加の中でも最も重要な事項の一つです」と述べ、さらに障害者の雇用に積極的な雇用の推進が必要と、障害者の就労支援がいかに大事であることを強調いたしております。また、本市の第四次総合計画にも、「障害者の就業の促進を図っていかなければなりません」とも述べています。しかし、実態はなかなか進んでいないようです。このことは、本市だけではなく全国共通の実態でもあります。

こうした事実から、もっと本格的に障害者の就労支援に取り組まなければならないとの思いから、今回の障害者自立支援法が改正された理由の一つであるとも認識をいたしております。

こうした経緯から、本市としても、ある程度の総括をしながら障害者の就労に実質的につなげていく施策が必要と思われませんが、まずは市長の所見をお聞かせください。

国は、働く意欲や能力のある障害者の就労支援について、福祉分野における課題として次のような5項目を上げております。1つに、施設を出て就職した者の割合が少ない。2つに、授産施設の工賃が低い。3つに、離職した場合の再チャレンジの受け皿がなく、就職をちゅうちょする傾向がある。4つに、養護学校卒業者のうち約6割が福祉施設へ入所しており、就職者は約2割にとどまっている。5つに、雇用施策、教育施策との連携が不十分。

こうした課題を克服する施策として、障害者自立支援法は5項目の改革の柱を立てております。1つ目に、福祉施設利用者や養護学校卒業者に対し、一般就労に向けた支援を行う就労移行支援事業を創設。2つ目に、支援を受けながら働く就労継続支援事業に目標工賃を設定し、達成した場合に評価する仕組みを導入。3つ目に、福祉、労働、教育等の関係機関が地域において障害者就労支援をネットワーク構築し、障害者の適性に合った就職のあっせん等を実施。4つ目に、障害福祉計画において就労関係の数値目標を設定。5つ目は、定員要件を緩和し、離職者の再チャレンジや地域生活の移行に対応。と、このように具体的な改革を掲げ、国は施策を展開しようとし、地方自治体にも求めております。

本市としても、このような施策を盛り込んだ障害福祉計画を作成しなければなりません。また、厚生労働省は、障害者福祉計画の基本理念の一つとして、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備等に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要であることも強く押し出しております。

現在、障害福祉計画を作成中と思いますが、特に就労支援とそれに伴う地域生活移行について、進捗状況と実現の可能性について説明を求めます。

あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま障害者自立支援法の関連につきましてのご質問でございますが、障害者の就労支援あるいは地域生活移行を中心にしたご質問かと思っておりますが、手続等、昨日もご質問があったような事務的な内容がございますので、まず担当者より回答を申し上げたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 障害者自立支援法におきまして、平成18年6月26日付の障害者福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに地域生活支援事業の円滑な実施を確保する基本的な指針では、障害者及び障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、市町村

及び都道府県に障害福祉計画の作成が義務づけられるなど、サービス体系全般について見直しなどが示されているところでございます。

その指針には、障害福祉計画作成における労働施策に関する事項で、福祉施設から一般就労への移行するものなどの数値目標も掲げられているところでございます。

このようなことから、障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加やサービス利用実態及びニーズ把握に努めるなど、指針に沿って地域の実情に即した実効性のある計画として、現在関係機関と連携し、取り組んでいく所存でございます。

障害福祉計画につきましては、現在作成に取りかかったばかりでございまして、地域生活支援事業の就労支援につなげていく事業といたしましては、本議会での補正予算でも示していますように、手話通訳派遣事業や自動車改造事業及び自動車運転免許取得事業を実施していくように考えております。

そのほかでは、計画を作成していく段階で、県と連携しながら行う業務もありますことから、利用者や事業者ニーズ調査等を行い、その中で十分検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほども申しましたように、障害者自立支援法が施行されまして、4月から、本格的に10月から開始されるわけですが、6月議会でも5人の議員さんが質問されまして、それだけ非常に大きな問題でもございます。

私も、6月議会でまとめて質問しましたが、時間が足りなかったもので、どうしてもやっぱり聞いておきたいということで、あえて今回6月に引き続きまして、この障害者の自立支援法についての質問をさせていただいているところでございます。

そこで、3月議会、6月議会でもご答弁をいただきました、就労に関しましてですね。で、私は特に今回は自立支援法で創設されています福祉施設から就労移行支援ですかね、それから就労継続支援、これも雇用型と非雇用型、それに伴い障害者の地域生活移行推進、そして障害者雇用促進法の改正されました在宅就業障害者に対する支援策、こういうことを中心に質問をさせていただきたいと思います。

なぜ、障害者の就労が大事であるかと。障害者プランにも書かれておりますが、このチャレンジド、チャレンジドという言葉があります。アメリカでは、障害者と言わないでチャレンジドと何か言っているというお話もお伺いいたしました。これには挑戦という使命や課題、チャンスを与えられた人という意味で、ハンディキャップなどにかわる新しいアメリカの言葉だと。その根底には、人間には課題に向き合う力が与えられているという哲学があると、こういうぐあいに書いてあります。

それで、チャレンジドを納税者にできる日本を目指そうという形で頑張っておられる、活動をされている方もいらっしゃいます。そういうことで、障害者を就労させることは、とても私

は大事な施策であると考えておるわけでございます。

平成10年に、障害者プランを策定されております。6月議会でも、部長の答弁があっているわけですが、これは6月議会での答弁は就労の実態を述べておられます。その中に言われていることは、平成10年の当時のことですね。10年前になるんですが、自分で探したというのが3割、それから縁故が2割、それから学校や施設の紹介が1割、こういう形で述べておられます。この障害者プランには、まずこの障害者実態調査を、平成10年に作成されるに当たりまして実態調査をやられているわけですが、その中で障害者の約4人に1人が就労をしていると、平成10年の当時ですね。で、その就労者の半数近くが正規の常勤職員になっていると。こういうような数字が平成10年の数字としてあるわけです。

私は、先ほど、これからどうなったのかという総括をきちんとやっぱりやるべきではないかということで質問させていただいたわけですが、現在太宰府市の総合計画書を見ますと、手帳の所持者という形でしか掌握できませんが、2,265人の手帳の所持者がおられます。これは、身体、それか療育、精神という形で合わせた数でございますが、現状は今この辺がですね、どうなっているか、その後10年経っているわけですね。平成10年からそういうプランをつくって、もう8年が経過しているわけですが、当時の実態はこうでしたと、で、それから施策をずっと展開してきましたと。今日、こういう形で障害者の就労が結びつきましたということが、私どもとしては欲しいわけですね。そういうことがわかるかどうかですね、かわればちょっとお答えいただければと思います。

まず最初、その辺のところをお聞きします。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） その後ということでございますけども、前回6月のご質問をいただきまして、すぐに調査をさせていただきました。平成15年から平成16年度におきまして、新たに就職をされました障害者の方につきましては、現在情報をいただいているところでございますけども、筑紫ピアから2名、ハローワーク情報によりまして6名、これは電話で確認をさせていただきましたけども、あとは個人で探されたという方が2名ということで、計10名の方が新たに就職をなされたという情報は把握しております。

ただ、今後におきまして、全体的な現在どうであるかと、就職の件数ですね、それがどうであるかというものにつきましては、障害福祉計画を進めていく中で実態調査を行う予定になっておりますので、その中で正確な数字が出てくるものというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） では、この職業安定局高齢・障害者雇用対策部ということで、実際はハローワークが掌握されていると思いますので、市が、一々報告が来るといことはないんだろうと思いますが、少なくとも平成15年、平成16年、平成17年においては、この障害者雇用対策部の発表によりまして、障害者の就職件数が大幅に伸びていると、こういうような実態があ

ります。

結構、見てみますと、有効求人数とか、それから新規の求職申込者件数とか、有効求職者数とか就職者件数とか、そういうような形がありまして、意外とですね、有効の求職者数が新規の求職申込数の件数よりも多いんですね。

こういう意味においてですね、今後の福祉計画を策定するに当たってですね、実態をよく調べていただいてやっていただきたいと思っております。

具体的な話になっていきますが、まず障害福祉計画で様々つくっていかなくてはなりません。まず最初に、就労移行支援についてですね、この就労移行支援というのは一般企業に就職すると、そういうことがあるわけです。特に、今回のこの障害福祉計画の目標というのは、先ほども申しましたように、福祉施設に入所されている方が、特に授産施設という形になるうかと思えますけれども、資料によりますと、授産施設を出て就職した障害者の割合が約1%という形であります。福岡県は、見てみますと0.68%ということで全国平均よりも低いわけでございます。

そこで、この障害福祉計画では目標を立てるようになっていきますですね。まず、平成23年度までに現時点の、現時点、これ平成17年度ですか、の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいと、このように書いてあるわけですが、先ほどの10名というのは全体を含めての就労の、一般企業への就労だろうと思えますが、平成17年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数を書き込むようになっていきますね。それが土台となって、平成23年度の目標を立てるわけですが、これは現状、今調査中だとは思いますが、把握ができていけば教えていただければと思います。うちほどの程度の目標の数値になるのか。これ、実態をこういう形で市の方としてわかるのかどうかですね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 現在の就労へ移行されたという総数につきましては、まだ把握はしておりません。これは先ほどから何度も申し上げましておりますように、現実態の方につきましては、実態調査を行った後に数字が出てまいりますので、それを埋めていきたいというふうに思っております。

また、参考までに、今、議員さんの方からどのくらいの方々が希望されているのかということもございましたので、申し上げますけれども、現在通所あるいは入所をされている方々につきましては、授産施設が主なんですけれども、19名の方がおられます。この19名の方につきましては、当然授産施設でございますので、就労を目指した活動をされているということでございます。

ちなみに、内訳を申し上げますと知的障害者の方が13名、身体障害者の方が6名ということでございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。



13番（清水章一議員） これは、しかしあれでしょう、今言うように、いずれにしてもこの一般就労への移行実績の4倍以上ということが望ましいということですから、調査してきちんとデータが出て書き込まないかんようになってきていると思います。まあ、出ていないということであるかと思しますので、ただ私思うのは、福祉施設ですから支援費等は市町村がやっていると思うんですけども、福祉施設からもう退所されるときに、どういう理由で退所されるんですかというような形というのは、退所も通所もそうでしょうが、含めてですが、そういうことは市の方としてはそういうデータというのは、一人ひとりの積み重ねでしょうけども、必ずしもハローワークに行くという話じゃなからうという感じはするんですが、これはわからないんですかね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、退所されます方につきましては、施設の方とまず調整をされまして、そして私どもの、今現在支援費制度の延長で行っているんですけども、その中でこの方が退所されましたという通知をいただくようになっております。それによって、そのサービスが一時ストップしたり、あるいはまた別なところに移行するという方につきましては、別な手だてを行うというような形で把握をしているところでございます。それ以外につきましては、なかなか把握することが難しゅうございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） だからですね、今役所的に言えばそうだと思うんですね。書類上ですから。だから、私が言うのは、そこです、こういう障害プランの計画があったり、今後そういう形で平成23年度に向けてですね、目標を立てて頑張っていないかんわけですね。そうすると、一々県だとかなんかから聞かないとわからないという仕組みじゃなからうと思うんです。だから、退所をするという、あるいはやめられるということになればですね、その方がその後どうなっているかということは、やはり追跡調査というかわかりませんが、就労に移行しようと思ってやめているとかですね、そういうような形での理由があるかと思しますので、その辺はやっぱりこれからですね、ただ単に書類をもらうだけだという形じゃなくて、せっかく掲げていくには、そこなんです、実効へ結びつけていくということが大事だと思いますので、その辺のことはそんなに難しい仕事じゃないと思いますので、ぜひ私はやっていただきたいと思いますが、それはどうですかね、難しいんですかね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） この件につきましてはですね、ほとんどの方が退所された場合は私の方の窓口ほとんど相談にお見えになります。今後のことについてもそうなんです、その中で就職をされるとかですね、就職をしますという相談は一件も現在のところはございません。ただ、私どもも、その退所なさる方についてはですね、今後どうしていくのかという移行の申請がございまして、新たなサービスを申請されるかどうかというのを確認は行ってござい

す。

ただ、それ以上のことにつきましては、個人で決定したり、あるいはまた家族の方々が判断を行うべきものでございますので、なかなかそこまで突っ込んで私どもから言えることはできないのでございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、目標は出すけども実態はつかめないという話になるわけですか、今の答弁ですと。そうしたら、平成23年度にはそういう形で数字を国に出しますけど、県が掌握するという形になるわけですか。この福祉計画立てますよね、で、福祉施設から退所した人、要するに平成17年度に退所した人の4倍を目標とみなさいと、平成23年。今の話では、4倍ということは数字が出てきますよね、何人て。この数字は市では把握できないという話ですね。そうすると、県かどこかで把握して、目標達成しましたよ、しませんでしたよという話になるとですが、ちょっと今の話ではよく理解できないんですが。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 説明がまずうございまして申しわけございませんでした。

これも、実態調査の中ですと、設問項目に入っております、個人が今までどうであったか、今後どうするのかというのまで設問の中に反映しておりますので、その中でつかめるものというふうに思っております。

ですから、今現在はその自立支援法が始まったばかりで、その自立支援法をいかに各市町村で運営していくかというのがですね、その障害福祉計画にかかってくるんじゃないかと思っておりますので、この3月31日までにこの計画をつくってですね、それ以降、平成23年度までに目標を達成するように頑張りなさいというのが国の法律なんですね。それに基づいて、今現在事務を進めておりますので、全く不透明なところもかなりございます。

そういうことから、わからない数字につきましては、ご了承いただきたいというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど19名希望されているというお話でした。この19名の方が全部、そのもう要するに数字が出ないということでわからないわけですが、この福祉施設から退所した人の平成17年度の4倍を目標とするということが福祉計画にあるわけですね。だから、4倍にするためには、やっぱり対象者を広げておかなきゃいけないんですよね。それが、福祉施設利用者のうち、いろいろ条件がありますが、2割以上を就労移行支援事業に利用させなさいと。その中から幾らか、就労できる人もいなくなってくるわけですが、先ほどの19名というのはこの2割以上という数字ということで理解してよろしいですかね。まだ出てないんですかね、現状の段階という話ですかね。こういう部分がありますね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 今清水議員がおっしゃっているのは、指針の中身ですと、国の方から

示された2割じゃないかなというふうに思っておりますが、この2割につきましては、全施設においてですね、入所、通所されている方についての2割なんですね。その2割の方が、いわゆる就労移行の支援を受ける、あるいはまた就労継続支援を受けるようなその施設に入るように目標数値を上げているものでございまして、その2割の方がその就労支援の施設に入った後にですね、その中でなおかつ3割の方が就労に向けて、その新たな、就労継続支援という制度がございまして、雇成型、非雇成型、いわゆるA型、B型ということで指示をされているようございまして、そこに移行していく、その数字を掲げているものでございまして、2割というものは、あくまでも施設に入っている全体の方々の数から2割ということにとらえていいんじゃないかなと私は思っております。

副議長（大田勝義議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

~~~~~

再開 午前11時15分

副議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ちょっと数字のやりとりですね、これは自立支援法の法の解釈の問題で、多少私の方で誤解があったみたいでございまして。いずれにしても、今後、一つは一般企業へ就労させていくという目標が、先ほど申し上げましたように、現在の福祉施設から退所されて一般就労された方の4倍を目標とするという目標はあります。

それで、国がですね、そのためにいろんなメニューをやっていますね。一般就労へするために、ハローワークを利用しなさいとか、あるいは委託訓練をしなさいとか、トライアル雇用をしなさいとか、様々な施策があります。これは県を中心にやっていくんだと思うんですが、これを見る限りにおいては、有効的に動けばかなり期待が持てるんじゃないかと、私はそういうぐあいに思うんですが、しかしこれがあっても、有効的に動かなければまた同じような結果になるんじゃないかなという感じがするんですが、国が出しています様々なこの一般就労へ結びつくための道のりと申しますかね、そういったものがあるわけですけども、この辺を期待を持っていいかどうかということで、ぜひ実現につなげていっていただきたいと思うんですが。

そこに書いてあるのがですね、福祉施設から一般就労へ移行する者についてということは、すべての者がハローワーク、障害者就労生活支援センターによる支援を受けると。3割が障害者委託訓練を受講する、5割が障害者試用雇用、トライアル雇用の会社になる、4番目がジョブコーチの支援を受けると、こういう形があります。これは県がやるんでしょうが、市はこれにどういう関連があるのかですね、全くもう県に任せっ放しなのか、それと期待が持てるのかどうか、これが有機的に働けばですね、その辺のところをまずお答えいただければと思います。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） ただいまのご質問につきましては、原則的には福岡県が行うということになっておりまして、現在太宰府市の方におきまして、このような「障害者雇用のために」というパンフレットが県の方から最近届きまして、この中を見ますと、そのジョブコーチとか、あるいはまたハローワークでの位置づけとかですね、そういうものが記載されております。

この辺につきまして、市の方の役割ということになりますと、その事業につなげていくという、県の方の整備に私どもがのっかっていくというのが市の役割じゃないかなと思っておりますので、その事業を把握しながら、該当される方、あるいはまた希望される方について紹介を申し上げるというふうなお手伝いをする、それが市の役割じゃないかなと思っております。ただし、就職に関しましては、当然市の方もほうっておくわけにはいきませんので、当然今の身体障害者福祉協会並びにいろんな各種団体等との連携を行いながらこの情報を流していくというふうな形になるかと思えます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まあ一般就労に関してはかなり期待が持てると思います。それでも、国レベルでの目標ですが、現実的にいきますと、平成15年度で一般就労へ移行した人が2,000人、それを平成23年度までに8,000人に持っていこうと、こういう目標でございます。これは、しかし障害者の方々でも一般就労へ可能な方という形でございまして、ここに結びつかない方もかなりいらっしゃるわけですね。その部分に関しまして、そこが非常に人数が多いわけですが、一般就労へ結びつかない人をさらにしていこうという考え方で創設されたのが就労継続支援。これもまたややこしく2つに分かれておりまして、雇成型と非雇成型と。雇成型というのは、事業所と雇用契約を結ぶという形、現実的に言えば福祉工場みたいな形を想定されております。それで、この福祉工場の現在の状況が、約3,000人今働いておらっしゃると、これ国の資料ですよ。それを平成23年度までに3万6,000人に、雇成型の継続支援のA型というやつを目標を立てなさいと。これは12倍の数字なんですね。

で、私は、一般就労に関しては可能性あるかなというふうに申しますが、この雇成型についての支援策というのは全然、その国の資料を読む限り、全く見えてこないんですね。3,000人から3万6,000人、12倍にすると。事業者と雇用契約を結びなさい、特に福祉施設との雇用契約を結びなさいと。雇用契約を結ぶということは、最低賃金を確保しなくちゃいけないと。これはあくまでも原則だということで、適用除外も認めますよということではありますが、目標は最低賃金ということですね。実際に、授産施設等の平均工賃は1万5,000円、それを7万5,000円にする人を今以上につくりなさいという話になるわけですが、この展望が全然私もちょっと、どういう道のりでそうなるのかなというのが見えないんですけど。これは事業所の努力だと言われてしまえばそうなんですが、それで済むのかどうかということもあるわけですけど。その辺は、この計画をつくる中においてですね、健康福祉部として何かどういう形で検討されている

のか、可能性があると思われるのかどうかですね、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、雇成型につきましては、現在はもうA型ということで呼び方を変えておりますけども、その雇成型の施設につきましては、該当する方が何人おるかというのでもすね、これは私どもの今まで知るところによりますと難しい、ほとんど難しい状態の方が多いようです。これをいかにA型につなげていくかというのはですね、今後の課題になってまいりますけども、その下のB型、非雇成型の方にですね、まずつなげる必要があるんじゃないかなと思うかと思っております。その非雇成型からA型にステップアップしていくようなですね、そういう支援ができればいいんじゃないかなと思っているんですが、これもあくまでも事業所の方ですね、その方の個人個人に合わせました個別支援計画といいますか、そのプランを立てるようになっておまして、その支援計画によって、この方がいつまでにどのくらい伸びていくのかというのをですね、まず想定をされまして、雇成型につなげていくというような形になりますので、現在の段階ではですね、まだ全くつかめない状態でございます。恐らく四、五年はかかるんじゃないかなと思います、その数字が出てくるまでにですね。

そういうことですので、今ご質問の中におきましては明確にお答えすることができませんが、そういうことでございますので、どうぞご了承いただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 平均賃金が、授産施設で出ている部分が1万5,000円でございます、今のお話では、ほぼ非雇成型、要するにB型でまずやっていただいて、それからA型につなげるように努力をしていただきたい。これは、福祉施設が、当然事業所が努力するような形になると思うんですが、現実的に言ってですね、ほとんど障害をお持ちの方ですので、軽い方から重度の方までいらっしゃるわけですが、実際にこの仕事の内容というのは、かなり単価の安い仕事が多いように思うんですね。それを雇成型まで結びつけるということになってきて、本当にそういう事業所だけの努力でできるのかどうか。そりゃよっぽど何かこう、天から何か降ってくりゃ別でしょうけども。その辺の、B型にするにしてもですね、従来どおりでいけばなかなかA型に持っていくのは難しいんじゃないかなと思うわけですが、当面はB型で頑張るにしてもですよ、四、五年で、そういう形で結びつけばいいんでしょうけども、このB型にしても、なかなかどっか変わるのかなという感じはするんですが、この辺は、もう法律が変わったからといって変われば、じゃあ過去何しよったかという話になるわけですけども。その辺の見通しはどうなんですか。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 先ほど申し上げましたように、いろんな個人個人に合わせたカリキュラム、プログラムをつくるわけでございますけども、その中で、今国の方からも示されておりますのが、その賃金の件でございますが、これは一定の補助をですね、一定の期間国が行うということで私どもは聞いております。これが具体的にですね、どのくらいかというのはちょっと

まだ把握はしておりませんが、雇用型に行かれる方についての、給与関係がございましたけれども、その賃金ですけど、その賃金は恐らく最初のうちはその賃金に見合わないだろうという想定をされますので、その方を雇用しますのでですね、その事業者は、ですから雇用する段階において、その雇用した方の人数に応じて雇用補助金を支給するというようなことを聞いております。

そのほか、カリキュラムの内容につきましてはですね、かなりのものがございまして、ここで申し上げるとかなりすごい時間をとると思います。その辺で、一応基本的なものとしましては、体力、理解力、あるいはまた作業能力、それぞれの向上を行うというのが基本的なものではないかと思いますが、そのほかにも、いろんなおつき合いとかですね、いろんな、通常我々が生活しておりますようにコミュニケーションを図るとか、そういうのもすべて含まれてきますので、すべてを含めた形のカリキュラムを本人に合わせてつくるということになっております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） カリキュラムを幾らつくってもですね、仕事がないとだめなんですよ。だから、どういう仕事があるかと。そりゃ仕事をいろいろ探して一生懸命されるんだらうとは思いますが、いろいろ国の資料を見ますと、いろんな形で成功している事例もあるわけですが。

私6月議会です、3月議会でも質問したんですが、障害者プランの中に、市としての取り組みとしてですね、この前から言ってますように、いろいろ軽作業等の委託をしていくというような形があります。私が思うのは、今度在宅就業支援団体というのが、これは自立支援法とは違った形で、障害者雇用促進法の改正で新たにできたわけですね。在宅で、言うなれば仕事を、企業から受けて仕事をすると。個人対企業の結びつきはなかなか難しいから、そこに在宅就業支援団体というのができるだらうと、これは3月議会の答弁であっておりましたが。まず1つ、この見通しがどうなのかをちょっとお聞きしたいと思っています、その後どうなっているかですね。なかなか出てこないんじゃないかなという感じはしているんですが。いずれにしてもそういう形で在宅の方々の雇用もしていこうと。企業が発注すれば、国が特例調整金というものをその企業に、お金を、ご褒美というんですか、調整金を支給するというような計画があるわけですね。

で、実際にそういう形で企業が本当に発注するかどうかという問題もあるわけですね。昨日も渡邊議員がおっしゃっていましたが、まずこういうことは市が積極的にやるべきじゃないかと、私はそういうように思うわけですね。それで、障害者プランで、いろいろ行政の各分野と調整をして、課ごとと調整して進捗状況を把握しているということですが、今言った部分に関して、私各部長さんにお聞きしようかなと思っているんですが、それぞれの部です、この障害者プランに掲げられた仕事があるのかなのかということを検討しているのかどうかということを知りたいなと思っているんですが、それはちょっと省きますけども。やっぱり積極

的にですね、やっぱりこの行政が、その障害者の人たちでもできる仕事があると思うんですね。まあないのかあるのかわかりませんが、まず検討しているのかどうかということを知りたいんですけどね。その中で、あれば積極的にですね、やっぱり発注していくということが1つあると思うんですね。

もう一つは、福岡市なんかやっているのは、そういう作業所等で作った製品を買うと。今回、随意契約もそういう形で随意契約、作業所と福祉施設等でできた製品等は随意契約で買うことができるという、そういう法律の改正もあっておりますけども、買うと。だけど、しかし必要ない物はもう買う必要ないと思うんですね。買う物があれば買っていたきたいと、そういうような思いもするわけです。

そして、やっぱり多くのところは生産をしたり、いろんなものをつくっているわけですが、そういったものの販売ルートに乗せるとか、こういった、これはもう太宰府市でできる話じゃないと思いますので、これは少なくとも県あるいは4市1町等ですね、そういったことも、やっぱり行政としてできることからやっていくことにおいて企業にいろいろとつなげていくことができるんじゃないかなと、こういう思いをずうっと一貫して質問しとるんですが、この辺は、これは市長の答弁になるんでしょうかね、だれになりますかね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） これは、障害者プランの中ですね、全庁的に私ども健康福祉部の方で把握するようになっておりますので、ちょっとお答えをさせていただきますけども、現在市の方で発注しているという物はほとんど少のうございまして、発掘現場におきましてのその遺物の洗浄とかですね、そういうものは障害者団体の施設の方をお願いしているということで報告をいただいております。

また、物品の販売等についてですね、いろんな団体から依頼がございまして、もう既に何度も行っておるのが、いきいき情報センターの場所を提供いたしましてですね、販売コーナーをつくっていただいて、そしてまたその生産された物をそこに並べていただいて、啓発もあわせて行うというような形で行っておりますし、また職員を対象にいたしましてですね、庁内販売を私どもの福祉課の方で支援をさせていただきます。これは物品の販売ですけども、いろんな食べ物とかですね、あるいは贈答品とか、あるいはまた日常生活用品とか、そういうものを、私どもがあっせんするんじゃなくて、団体の方が持ち回っですね、注文をとっていく、それのお手伝いを福祉課が行うということになっておりまして、そういうふうな資金的な面も含めてですね、支援をしているところでございます。

そのほか、議員さんがおっしゃるように、大きな支援というのはなかなかできておりませんが、今後におきましても、新しい障害計画ができますので、その障害福祉計画に基づいてもっと支援できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その中にもうたい込んでいきたいというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 平成14年の議会の質問のときには実績がないと、それでこの前の6月の議会のときにも実績がないと、こういうご答弁でございましたので、今課長のご答弁を聞く限り、まあそこそこの実績があるのかなという思いをいたしております。ぜひ積極的にその辺は進めていっていただきたいと思いますが。

市長、ちょっと今の件に関しましてよろしく申し上げます、答弁。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま障害者の自立支援法関連についていろいろ詳細なご質問がっておりますが、法が施行されまして、具体的には10月1日から具体的なあれだと思っておりますが、もうご承知のように、障害者自立支援法というのは、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す、これが目的でございまして、今までの知的障害あるいは身体障害、精神障害といった、そういう障害者の種別を一体とした取り組みをしようということで、特に今ご指摘のような就労関係につきましては、単なる行政の指導だけではなくて、それぞれの地域で支援できること、あるいは地域の事業主体で受け入れられること、もろもろあるかと思いますが、そういうものをトータルで、全体像としてつかまえようというのが目的でございますので、行政でできる範囲は積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 最後に、地域生活移行について質問させていただきたいと思いますが、障害福祉計画には、入所施設の入所者を地域生活に移行させなさいと、そのために目標数値を掲げるというふうになっておりますね。留意事項には、「施設入所者数を現在の利用者数から7%以上削減することを基本とする」と、こういう部分があります。地域の実情に応じて目標を設定するようになっておりますけども、この施設入所者数の現在の利用者数から7%以上削減すると。当然施設を出ていかれる方もおられるし、やめられる方もおられる。しかし、また新規の方もおられるわけですね、また新しい人も入ってくると。だけど、新規の人は計算に入れないというようなことが書いてありますね。

福祉計画の留意事項には、「新規の入所者については、グループホームとの整備を推進し、最小限にとめるように求めている」と、こういうようなことがあるわけですが、グループホーム、それからケアホーム、福祉ホーム、公営住宅というようなことがこの中に書いてありますけども、これは6月議会でも質問しまして、この基盤整備に関しては必要ですよ、これはやらなくちゃいけないところがあるわけですが、市の財政負担があるのかないのかということもあるわけですが、これはどういう形でこういう地域基盤の整備をやっていくのか。目標は掲げますよね、目標は掲げるけど、だれかがやってくれるだろうじゃないかんわけですから。かといって、市がやるとなればまた大変なことになるわけですけども。その辺はどうなっていますかね、この基盤整備については。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、7%以上削減をするということにつきましては、国の方からの指



針によりまして、平成23年度末までに実現をしていこうということでございます。それに伴いまして、太宰府市においてどれだけのニーズがあるのかというのがまず第1段階に入ってくるんじゃないかと思えます。これは、先ほどから何回も申し上げますように、実態調査の中でその人数というのが出てまいります。

それから、グループホームにつなげていくものですが、現在グループホームは、知的障害あるいは精神障害を含めて4グループホーム太宰府市の方にございまして、4つのグループホームで現在のところは運営されておりますが、太宰府市の方では余裕がございまして、よその市町の方からもですね、入ってきておられる状況でございます。それだけ、今のところはニーズが少ないんじゃないかなと思っておりますが、今後この自立支援法を進めていくうちにですね、やはりいろんな形でPRが出てきますし、また本人においてもですね、今まで活用、利用されていなかった方がぜひ行ってみたいというようなことで増える可能性が出てまいります。そのときにおいて、福岡県の方でそのグループホーム設立をどうするのかというのを今検討中でございます。特に、グループホームは病院系が多ございまして、例えば精神障害の方であれば精神系の病院の方がバックアップいたしましてですね、グループホームを建てまして、その中で治療とグループホーム、社会生活になじむようにですね、両方兼ねて運営されているところが多ございまして、今後もその形になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、今のお話では、ほぼある面においては余裕があるということで、今後実態を見て、その段階で県と協議をするということで、まだ財政負担がどうかこうとかという話にはならんということですね。わかりました。

3回にわたりまして、障害者自立支援法の質問をさせていただきました。先ほど市長の答弁がありましたように、できるだけ行政としても頑張っていきたいと、支援できるものは支援していきたいと、こういうご答弁をいただきましたので、障害者の自立に向けて頑張っていきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま副議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり、2項目について質問をさせていただきます。

初めに、市民サービスについてお尋ねします。

市役所を訪れた市民の皆さんに対する職員の対応が適切になされているかどうか、訪問の事項によっては、また訪れる課によっては市民の苦情を耳にすることがあります。

そこで、お伺いいたしますが、総合受付の充実、または各部ごとの受付の創設、特に福祉に

関する部門にはベテラン職員またはベテランOBを配置するとかの考えはありませんか。

また、人事異動時の職員教育について、十分に行われているのか。

最後に、私は、市民に奉仕する心が根底にないといけなと思います、いかがなものかお答えいただきたい。

次に、出張サービスについては、今住民票、印鑑証明等の書類をとりに来る内容については、市役所に来なくても済むようにならないか。できれば中学校区に1か所と思いますが、いかがでしょうか。

そこで、まほろば号との関連でお伺いしますが、この件につきましては6月議会の質問でもしましたが、そこはご容赦願いたいと思います。

先ほどの中学校区に1か所の出張所の話については、まほろば号導入時は、市役所を中心に公共施設にとのことでしたが、今後のまほろば号を考えたときに、市民の利用度を考えたときに、中心は最寄りの駅であり、毎日の買い物、病院等であり、市役所並びに五条駅ではなからうかと考えます。そこで、市民サービス、まほろば号をマッチさせた考えはいかがでしょうか。

2点目は、今問題になっております飲酒運転撲滅について。

今回、福岡市東区での事故を踏まえて、市長が今現在どのようなお考えを持っておられるか、端的にお伺いをしたいと思います。

再質問は自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市民サービスあるいは窓口サービス等の全般へのご質問だと思います。

まず、各部ごとの受付、福祉に関する部門はベテラン職員あるいはベテランOB等を配置するとの考え方はないかということですが、まず人事異動等の職員教育についてお答えいたしたいと思いますが、今後ますます高齢化が進んでいく中で、窓口にお見えになる市民の年齢層もこれに比例いたしまして高くなっていくことは想像に難くないところでございますが、そのためには、各部、特に福祉部門におきましては、その年齢に近い職員が対応するののも一つの方法ですが、今後とも職員の年齢、能力に応じた適材適所の配置に努めていきたいと考えております。

人事異動のときの職員教育につきましては、朝礼なり、職場内の研修あるいはミーティング等を行いながら、その業務能力の向上あるいは市民へのサービスの向上につきまして研修を努めておるところでございます。

次に、総合窓口でございますが、市民課業務に係ります出張交付サービス等につきまして、ご回答申し上げますが、各種の市民課窓口サービスにつきましては、自動交付機の設置あるいは休日や平日夜間の時間外開庁など、市町村によりましてはいろいろの方法をとっておるようでございますが、その地域の特性に応じた様々な工夫がなされているところでございます。

まず、総合窓口につきましては、行政改革推進委員会からもかねて実施に向けてのご提言をいただいております。関係します5つの部門において検討した結果でございますが、実務的に相当の困難性を伴うということから、現状検討課題といたしておるところでございます。

次に、住民票、印鑑証明等の出張交付サービスについてであります。出張所の新設なり、あるいは公共施設の活用あるいは個人情報の保護という観点からも相当の工夫が必要じゃないかと考えておるところでございます。これらの業務も、一部民間事業所へ委託するなど、検討の余地はあろうかと思えます。また、IT時代に即した事業の改善、サービスの充実につきましては、今後とも努力、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、まほろば号を活用してのサービスでございますが、昨今、1年間でございますが、昨年度で約45万人という多くの方のご利用をいただいております。市民の皆様方の交通手段として生活の中に定着しているものと考えております。

まほろば号の運行の基本方針は、市役所や市内に点在いたします公共施設等を結ぶアクセスの向上が第一であり、また高齢化時代に対応した交通網の整備でございます。さきの議会でもご提案をいただいておりますが、中学校単位でまほろば号の運行路線を設定する、いわゆる地域巡回型のルートを設定してはということでございます。そのルートの中に出張所があれば、サービスの向上につながり、まほろば号の利用者も増加するのではないかというご意見をいただいておりますが、今後も様々なご提案を参考にしながら、さらに利便性を考慮し、また効率性のある運行計画を策定していかなくちゃならないと考えております。

次に、飲酒運転の撲滅についてのご答弁を申し上げたいと思っておりますが、先月の25日でございますが、福岡市で発生いたしました飲酒運転によります事件、本当に痛ましい事件でありました。ご家族のご心痛ははかり知れないものと思っております。亡くなられた3人のお子様のご冥福を心からお祈りする次第でございます。

さて、福岡市で起こりましたこの事件、2日前に飲酒運転をしないようにと全職員に指導したばかりであったということでございます。また、事件発生後も全国各地で事故や摘発が絶えないという報道などを目にいたしますと、他人ごとではない、まさにこの飲酒運転というものがどういう受け取り方をされておるのか、他人ごとになっておるんじゃないかと、そんな意識すらするところでございますが、本市におきましても、この飲酒運転等を含めまして職員の綱紀肅正につきましては、これまでも適正に指導いたしまして、全職員への指導徹底を図っておるところでございます。このことを受けまして、去る28日の月曜日に即刻周知をしたところでございます。今後におきましても、事のいかに問わず、飲酒運転は絶対に許されないということ肝に銘じまして、職員の処分につきましても厳正に行っていく所存でございます。

また、市民啓発については、警視庁では9月12日から18日までの1週間を緊急飲酒運転取り締まり強化週間と定め、より一層の取り締まりの強化が図られておりますが、それ以上に、いろいろな形で今後飲酒運転に対する取り締まり、あるいは罰則の強化等が今検討されておるところでございます。

まず、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人には飲ませない」、この三ない運動の徹底を図るために、市民自ら自覚していただくことはもちろんでございますが、市の広報やチラシ等をはじめとして、機会あるごとに強く呼びかけていきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 午前中に、市長の方から全体にわたる回答をいただきました。各部の受付とか、それから自動交付機云々というお話もお伺いをしたんですが、一つ一つ担当部の方にお伺いをしていきたいと思っております。

まず、市民生活部が総合の、全体の受付を担当してありますので、1点、2点、お伺いしますが、まず皆さんの方に市民の方から、この受付に対する苦情が上がっていないかどうか。それと、先ほど市長がお答えになりましたが、総合窓口については現状検討課題となっておりますということでございますが、こういった検討を現状として検討をなされているかですね、その2点をまず市民生活部の方にお伺いをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 窓口に対する苦情の関係でございますが、我々市民課の方で、本年2月に満足度調査という部分を、行革に沿いましたところで窓口対応に関する意識調査というものを先行しまして、おかげさまで「満足」または「やや満足」との回答評価が65%をいただいております。「普通」まで含めると96%の市民の方に肯定的な回答、評価をいただいているという結果が出ております。今後もさらに市民に愛され、親しまれる窓口業務を目指して進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の総合窓口の関係でございますが、先ほど市長の方から答弁がございましたが、この総合窓口に関しましては、ちょっとさかのぼりますが、平成8年度に、関係をします5つの部でプロジェクトチームを編成いたしまして、当時市民課が中心となりまして延べ19回の検討会議を開催しております。関係する部、課の窓口業務を整理し、電算システムを検討した結果、必要な機器あるいは予算あるいは窓口職員体制が明らかとなったわけでございます。当時、いわゆる費用対効果といいますか、コスト意識を基盤に据えた行政運営の視点から判断すると、導入は極めて困難であるという結果に達したものでございます。

その後も、先ほど市長が答弁申し上げましたが、第三次あるいは第四次の行政改革推進委員会からこの制度の導入のご提言を受けておりますが、将来検討すべき課題というふうに位置づけをしておるといってございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） わかりました。今の調査の満足度の件ですが、これは市民生活部の受付に対する満足度というとらえ方でいいんですか。よその部署はこれには入ってない。

（市民生活部長関岡 勉「はい」と呼ぶ）

入ってない。

そしたら、まず健康福祉部長さんにお伺いしたいと思います。健康福祉部の方で、そういった窓口に対するですね、市民の苦情を耳にしたことがあるのかないのか、教えてください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 私も福祉に来て2か月半ほどしかたっておりませんが、私が来てからは特に聞いておりません。

ただ、やっぱり福祉部門については、やはり法令とか条例等によって、個人給付等につながる問題でございますので、やはりかなり無理難題申される場合もございますので、そういったものは発生するかというふうには思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それでは、2階の建設関係はいかがですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 市民の窓口関係、建設部は、大体窓口というのはもう全部カウンター対応しておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ほかの部はもう、ほかの部と言っても、もう余りないけど、もう聞きませんが。2階は結構少なからうとは思うんですね、そういう苦情はね。どちらかというところ、本当の専門分野になってくるものですか。

自分が耳にしたのは、いわゆる、先ほど部長さんも言われましたけれども、法令が今どんどん変わる、条例も変わる。ですから、そこに長年おっても勉強せないかん部署というのがあつた。そういうところに、先ほど私質問の中でお話ししましたが、人事異動なんかです。ね、ぽつと行く。そこで、本当にその教育がなされた上で行っているのかと、私はそういうふうに見えないものですか。質問させてもらったんですが、実情いかがですか、部長、健康福祉部長。健康福祉部長も新しく行かれたけん、今そのあたりが。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 私も、健康福祉の部門では、健康の方は少しかじりましたけど、福祉は初めてでございます。やはり法律の改正が顕著に行われておりまして、非常に頭の痛い部署だというふうには自分は感じております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この人事異動のもと総務部長かいな。ちょっとご意見を。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 人事異動につきましては、一般職員についてはおおむね5年というふう  
に考えております。あと係長についてはそれより少し短くと、部長については3年がめんど。

それについては、やはり各部署を回ることによってその職員の能力が高まるというのも1つ  
ございますし、余り長くおりますと、もう「マンネリ化」という言葉がございますが、教練し  
たとおりにすればいいというようなことになってくると。また、いろんなお金を扱うところ  
については、漫然と扱いますと不祥事が起こるといような、いろんな経験層がございます、  
人事異動が必要ではないかと思っています。

ただ、福廣議員さんが言われるように、部署によってはベテランがおってもいい、あるいは  
その方によって指導をしていった方がいいという部署も何か所かやはりあるようでございま  
し、そこについては配慮をある程度しながら、5年を過ぎてもらっしやる職員については、  
そういう配慮をして置く場合もございます。一概に3年で切るとか5年でかわるとかとい  
うことじゃなくて、その事務の内容にも応じて人事異動により配置しているつもりでございま  
す。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それはもう、今部長が言われるのはよくわかっておるんですが、しか  
し対市民ということになってくるとそれだけではまずい場合も多々あるのではないかとい  
うふうに思っております。

というのは、要するに人事異動で他の部署に行って、そこに窓口業務がある場合、すぐ対応  
しなければいけないということはあると思うんですね。それは、やっぱり職員にとっては大変  
厳しいだろうと。そこに移って1週間なり10日なり、その勉強をする時間というのはあるん  
ですか。それか、仕事をしながら勉強か、対応しながら勉強するのか。そういう部署にかわ  
ったときにですね、そういう教育を受ける時間、特別なものじゃなくてもいいけども、そ  
ういう時間があるのかどうか。だれに聞いていいかわかりませんが、どなたか教えてください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 人事異動をする場合に、1週間前に内示をするということに  
取り決めております。この内示はなぜするかといいますと、事務の引き継ぎが十分な  
されるように、あるいは次の事務に自分が立ち向かうための勉強の期間、あるいは  
今までやってきたことに対する整理の期間というふうを考えておまして、その1  
週間でおおむね次の立場、自分の立場ということ、事務を引き継ぎながら勉強を  
していただくということになります。配置してからは、課内の研修というんです  
か、OJTといいますけれども、仕事をしながら、あるいは仕事をさせながら、  
上司あるいは同僚からいろんなことを、知識を得ながら対応していくことにな  
ります。行って即窓口で全部責任を持ってやんなさいよというようなところはない  
だろうと思いますので、そのなれる期間については、先輩が補佐をしながら、  
これがOJTでございませけれども、そういう指導をしながら窓口業務をスムーズ  
に進めていっているというふうを考えて

おります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 1週間で引き継ぎというのはなかなか難しいだろうと。自分の前おったところの引き継ぎがある、行ったところの引き継ぎがある、もうほとんど時間はなかるうというふうに思いますけども、一定それだけの時間はあるということでしょう。

もう一つは、よく昔言われたたらい回しということがあるわけですね。はい、次は向こう、何番、あっち行ってください、こっち行ってくださいということは、やっぱり高齢化社会、お年寄りが来た場合なんかには、やはりある一定その1か所でほとんど済むような形をとっていくべきではないかと、これはもう前々から思っていますが、そういう意味での総合受付、その一つの流れの中で、市民の方に動いてもらうんじゃなくて、そこは1か所で、座ったままでもう帰れるというぐらいの受付をぜひ考えてもらいたいというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） その件につきましては、先ほど市長の答弁の中でも若干ご回答申し上げておりますが、これは第四次の行政改革推進委員会の中での、今まさに議員さんがおっしゃってある総合窓口、ワンストップサービスについて考えをしないかということでございますので、平成8年当時に一定の整理はしておりますが、時点が大分下がっておりますので、再度そういうものを受けまして、関係する部、課と調整を図りながら、全体的に無理であれば、一部可能なところからでも実施できるような形で十分に検討をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それともう一点、再度になって申し訳ないですけども、市長に、いわゆる市の職員は市民に奉仕するという、この心が私は大事だと思いますが、市長、その点はいかがですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市の職員、地方自治体の、公共団体の職員、市民の全体の奉仕者である、市民に奉仕するそのサービス、これは当然のことで、第一義と思っております。そのための、いわゆる市民に接する市職員として基本的な知識、マナー、これはおのずから鍛錬、研修すべきである問題だと考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） よろしく申し上げます。

それでは、次に出張サービスの件ですが、いわゆるまほろば号との関連でお伺いするんですけども、先ほど質問の中でも言いましたけども、当初はやっぱり公共施設、市役所に来るためにということで我々も訴えもしましたし、そういう流れで来ておるといふふうに思います。し

かし、これがずっと続くというふうにお考えなのかどうかをまず地域振興部長にお伺いをします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 議員さんがおっしゃいますとおり、このまほろば号、コミュニティバスの運行目的の第一の目的が、それぞれ市内に点在いたします公共施設をバスによって結び、利便性を図るといのは、今後もその視点で整備を図っていきます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そこで、お伺いしますけども、いわゆる調査をする中で、市役所に来る回数ですね、個人が。というのは、そうしょっちゅう来るわけでもないし、多くないと思うんですが、いわゆる出張サービスを、一番多いのはやっぱり住民票というふうに、それだけでもないんですかね。来られるのは、書類とりとか印鑑証明とか、移動時は特に多いんでしょうけども、そういったときに、いわゆる市役所に来なくても済むような機関を設けることができないか。先ほど個人情報云々ということで市長お答えになりましたけども、しかしもうそういうことでやっておられるところもあるし。

今、各地域には郵便局が幸いにも幾つもあると。そういったところを活用してですね、できないのか。いわゆるまほろば号が今8台あるわけですね。中学校区が4校ですよね。4校よね、中学校は、ですよね。ということは、その1台ずつ配置して4台、観光に2台、全体の公共施設を結ぶのに2台持っていれば、別に高雄を走らせても買う必要性はないと、私はそう思うんですよ。だから、その各中学校区の中でどこを視点に回るかということ、駅であり、買い物であり、病院、病院がないところもあるでしょうけども、そういった駅とのつながりがない限り、まほろば号の乗車数というのは増えてこないのではないかというふうに思うんですね。だから、個人情報云々でそういう出張サービスは無理ですと、本当にそうなのか、そのやり方によってはですね、そういうことも考えられないのかなということを思っておりますが、再度、そこらあたりいかがですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） いわゆる出張所的な部分の機能を持たせたような部分はどうかということですが、議員さんもお存じだと思います、随分昔にですね、たしか商店、米屋さんあたりで住民票あたりの取り次ぎをやった、太宰府でですね、過去経緯もございます。それで、市内のこのエリアの中でそうした部分を実施して、それはもう途中で取りやめになっておりますが、そのあたりの部分を考えていきますと、どの程度ですね、需要があるのかですね。それぞれ中学校区4か所におきまして住民票なりの請求がどの程度あるのか、それに要する経費がどの程度見込まれる、見込まなければならないものかというような、そういうところをちょっとやっぱり調査をした上で、それで実質上どうなのかということで、昨日今日と出ております非常に厳しい財政状況の中で、費用対効果を考えていったときにどうなのかということ、ちょっと今ご提案されている部分は時間が必要かなというふうに思っております。



それと、もう一点は、この個人情報関係の部分が非常に厳しい部分になっておりまして、また11月から住民基本台帳の閲覧関係等々も非常に規制がかかるようになりよりますので、そうした時代の背景の中ではどうかという部分も一定整理をしないといけないのかなというふうに、両方あわせまして、時間をいただいて、ちょっと検討はしてみたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

あと一点だけ主張しておきますが、いわゆるまほろば号に一人でも多く乗ってもらうということは、その需要に対しての供給ということになりますので、毎日乗るとすれば、駅、通勤・通学であるわけですね。通勤・通学で使えば必ず毎日乗られる。市役所に来るのは何か月に1回あればいいうち。公共施設もあるでしょう。しかし、そういったところには、別にそれを外すわけではありませんので、やはり毎日というか、しょっちゅう乗ってもらうためには、循環型にして、少しでも早い時間帯にもう一遍来ると。1時間に1本が30分、30分に1本が15分に1遍来れば、なおさらそれだけ乗る人は多くなるだろうという、これは想像の域を越しませんけども、そういったことでの今後の調査なり、実施するのにとられた方が、私は、駅というものを外してはこの運行というのは将来成り立っていかないだろうというふうに今現在は思っておりますので、ぜひ検討の中に加えていただきたいというふうに思います。

じゃあ、地域振興部長、最後にその点だけちょっとお答えください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） ご承知のとおり、今現在このコミュニティバスの運行路線につきましては、大きく分けまして4つの路線、そして6つのコースで日々、平日は109便運行いたしております。ご承知のとおり、この4路線といいますのは、大佐野・吉松回りが1本、それから水城回り、国分回りが1本、そして北谷・松川コースが1本、そして都府楼コースというふうに分かれております。だから、広い意味で言えば、それぞれ地区ごと、地域ごとに巡回をしているコースになっております。過去にも何回かアンケート調査、アンケートをやったことがありますけども、やはりその中の意見としても、例えば吉松から市役所経由太宰府駅、いわゆる天満宮とか内山方面に行きたいのだと。それで、都府楼駅前で乗り継ぐのは面倒というふうな意見もございます。

だから、必ずしも地域巡回型のコースが正解というわけじゃございませんので、またいろんな機会を見ながら、意見を聞きながら、どういうコース、路線がいいのかという検討は十分行っていくながら判断をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほど言いましたように、今言われたそういうコースが必要な方にはそのコースの用意はしておくというような2本立てでやっぱりいかんとですね。だから、広い

循環、それと地域循環、これの組み合わせが必要だろうと。当然、吉松から太宰府駅、西鉄の太宰府駅の方にね、行く路線も、それは数は多くする必要ないから、少なくともいいから一日のコースの中に設定はするということは当然必要だろうというふうに思います。今後、課題の中にですね、検討課題の中に入れていただきたいというふうに思います。

余り時間もありませんので、その次の飲酒運転撲滅について、先ほど市長からご回答をいただいたんですが、細かいことをまた追ってお伺いをしたいと思うんですけども、まず今福岡県、福岡市、それから佐賀県、大分県と、現実にその職員が事故を起こした自治体については、処分をどうするかということが、毎日のように新聞に、またテレビでも取り扱いをされておりますが、現状、太宰府市としてのこういった飲酒運転に対する厳正な処分というのは、こうした場合はこうですよというものが現在あるのか、また今から飲酒運転については特別につくる考えがあるかないかをお伺いしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 太宰府市におきましては、飲酒運転に限らず、懲戒の処分をする場合について、国家公務員に適用されております懲戒に関する基準というのがございます。それに基づいて、私どもも倣って処分をするということで現在進めております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） その基準というのは何ですか。その基準の中に飲酒運転は関係ないわけ。ちょっと私もようわからんで質問していますが、その基準の中にいろいろあるわけでしょう。こういう場合はこうとか。だから、その中にこの飲酒に関することはあるのかないのか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 項目は幾つもございますけども、その中に交通事故あるいは交通法規の違反関係ということでありまして、ちょっと例示を言いますと、飲酒運転で人身事故を伴うもので、酒酔い運転で人を死亡させたり重傷を負わせた場合は免職とするというふうになっていきます。

酒酔い運転ですから、0.15mg以上のお酒を飲んでということですけども、それで人に傷害を負わせた場合は免職または停職、そしてこれは事故後にそれを適正な措置をしない場合はもうすべて免職だと。そういうふうになっていまして、例えば一番軽い酒酔い運転をして物損事故を起こした場合についても、免職、停職、これには減給というのは入ります。それから、一番軽いものについては、酒気帯び運転をして、した場合については、停職、減給、戒告と、そういうふうの中身は飛ばしましたが、免職から、最低は戒告というところまで基準がございまして、これを適用して処分をしていくという形になります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 別にこの処分を求めるために質問しているわけじゃないんですけども、今の基準を聞いてみると、ということは免職あるいは停職、場合によっては飲酒運転で人の命がなくなっても停職になる場合もあるととらえることができるんですね。果たしてそれで

いいのだろうかという気はするけど。そういうケースは少ないのかもわからんけども、ないんでしょうから、太宰府にね。ないんでしょう、今まで、この。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今まで、酒酔い運転で人を死亡させたり、あるいは重傷を負わせたりということはございません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） できましたら、「または」というのはやめて、こういう場合はこうですよとはっきりされた方がいいのではないかと私は思います。それぐらい、今この飲酒運転に対する一般社会の対応というのはそこまで厳しくなっていると。とにかく、お酒が入っておって事故を起こした場合はこうですよと。もう極端なこと言えば、飲酒がわかった時点でこまですよということを決められないんですか。飲酒をして運転をした場合には、もうその時点で職員は即免職というぐらいのことをしないと、もう命の部分で軽いときには抑止力にはならないのではないかと。事故起こさんけりゃいいっちゃろうという気持ちで運転をした場合は、その職員がかわいそうですよ。それで、万が一事故を起こしたときに。職員を守るためにもね、飲酒をして車乗った時点で免職というぐらいのことを決められてもいいのではないですか。いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在の新聞報道あるいはテレビ報道では、非常に福岡市のこういう事件が起きたにもかかわらず、警察の方で取り締まりをしたならば、かなりの方がやはりお酒を飲んで違反行為がある。で、なかなかその罪に対してこれぐらい、事故を起こさないから自分は大丈夫よというような意識がどうも強いようでございます。公務員は、それ以上にやはり責任は重たく、責任を負う立場でございますので、今、福廣議員さんが言われるように、お酒を飲んだら免職という形で定めれば定められると思いますけども、いろんなほかにも違反行為等々が公務員には義務づけられておまして、それとの対応も考えないといけません。例えば強盗に入ったら免職とかです、もう警察に捕まったら全部免職だというようなことになるのかどうか。その辺はある程度の過失の状況や対応等も考えて、現在ではもう飲酒運転すれば最低でも戒告、減給、停職だというようなことでございますので、これを今の時期では、昔は戒告でよかったのが最低でも減給ぐらいの強い処分で行きますよと、そういう気持ちは現在のところ私自身も一ランク上げた形での処遇にしていくと、そういう気持ちは今持ち合わせておりません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そういうふうに言うのはなぜかということ、いわゆるそれをなくすにはどうしたらいいかということですね、ぜひ、組合関係もあるでしょうから大いに議論してほしいんですね。飲酒運転をなくすにはどうしたらいいかということ一人ひとりが考えないと、こんな、極端に言えば罰則、免職だどうのこうの決めたって、それがなくなるかどうかと

というのはわかりませんよ、それは。だから、その努力をね、ぜひやっていただきたいと。先ほど市長も言われましたように、飲んだら乗るな、乗るなら飲むなという、これをいかに一人でも多くの人が守り切れるかどうか、社会がそれを見守るかどうか、それから職場も見守るかどうか、まさか上司がですよ、部下に対して、飲んでいのに、わかっておって運転していけかね、送っていけとか、そういうケースもありますでしょう。そういう場合は、もう本当にそういう地位をかさにそういうことをした場合にはね、嚴重にやっぱりせないかんけども、まずは先ほど市長も言った、飲んだら乗るなというですね、ここに書いてありますけども、いわゆる日本社会のモラルの低下、病理現象が進んでいることを本当に見抜いて、一人ひとりが身の回りから考えてルールを守るということをしていかなとですね、いかなと思います。

ちょっと過ぎましたけど、した人も被害者も加害者もどん底に落ちるわけですから。私が知っている例を申し上げてあれやけど、それは幸いにして、真夜中飲酒運転でぶつけて正面衝突して、相手側が死亡事故にならなかったからまだよかったかもわかりませんが、そのかわり3人重傷、本人も骨折、そういうことで入院して、保険はおりん、相手の賠償はせないかん、それは保険からおりますけども、それに対する対応から非常にやっぱり、最終的に執行猶予はつきましたけども、有罪判決を受けて今はおとなしく、もう今車に乗れませんから、当然。それももう何十年にわたって飲酒運転をし続けた結果、そういう事故でやっと終わったという、人を殺さずによかったというですね。これは、もう今年の1月の話ですけども、本当、相手のところに行ったりいろいろしながら、大変な思いをしましたけども。

だから、特に飲酒運転、今社会的な問題になっています。普通の運転をしようとして事故が起きるわけですから、飲んだらわからんように自分はならんと思うとって、そうなるから事故が起きるわけですから。自分は大丈夫ということはもう全く言えないというふうに私は思います。そのときに、状況によって、それはお酒を飲まれる皆さん方がよくわかると思いますけど、そのときの調子によって全然違ふと。皆さんは飲酒運転なんかせんから、うちの議員さんも、そういう飲酒運転なんかはやったというのを聞いたこともないし見たこともありませんので安心ではございますが、やはり近隣でこういう問題が起きている今だからこそ、これをですね、本当に大きな声を上げて言っていけないと、これは時間がたてばまたもとのもくあみになりかねないということになると思いますので、その点をぜひお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目について質問させていただきます。

ペットボトル回収における市民啓発と指導についての質問です。

我が国では、昭和58年、食品衛生法により飲料容器として認可されたペットボトルが、今や

お茶、ジュース、酒類、しょうゆなどに広がり、食品容器としても、我々の日常生活の中で暮らしに果たす役割は大変貴重かつ重要なものとなっております。ガラス瓶に比べ、軽くて持ち運びがしやすく、冷蔵庫への出し入れやコップに注ぐときも楽であり、その材質は衝撃に強く、落としても割れにくい、しかも外観は透明で光沢があり、飲み物のおいしさを引き立たせるという特徴を持っております。さらに、流通過程で輸送コスト削減にも役立っており、便利で非常にすぐれた容器であると言えるのではないのでしょうか。

ところで、安全性はどうかと申しますと、ペット樹脂からつくられるペットボトルは、食品などを入れても安心、燃やしても安全と言われており、木や紙と同じ炭素、酸素、水素の3元素からできていて、燃やすと二酸化炭素と水になるだけで、有害物質を出さず、焼却炉を傷めることもないということが、財団法人総合安全工学研究所により実証されております。また、食品容器としてアメリカのFDA、すなわち連邦食品医薬品局の規格に合格し、日本においても食品衛生法に基づく規格に適合し、その安全性は公的機関によって保証されています。

しかし、こうした中で、大量生産と大量消費は資源の限界を生み出し、エネルギーのむだ遣いや廃棄物の不法投棄など、環境破壊につながってまいります。したがって、近年は、地球環境を守るため、世界規模でリサイクル運動が進められておりますが、我が国でも資源循環型社会を目指し、平成7年にリサイクル法が公布され、試験段階を経て平成12年から完全実施となりました。企業の参加も義務づけられ、対象品目のガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装をまず消費者が分別排出し、市町村が分別収集を行い、事業者が引き取って再商品化を進めるという容器包装リサイクル法が施行されております。

自治体によっては、細かい分別を実施されているところもありますが、本市の場合、月に一度、回収したペットボトルを春日大野城リサイクルプラザに持ち込み、処理していただいております。がしかし、その出されたペットボトルはいいかげんな分別袋が多く、春日市、大野城市に比べ、非常にマナーの悪さを露呈しているのが実情です。

日本有数の観光地太宰府、文教の地太宰府は、九州国立博物館でますます人気を博し注目を浴びておりますが、この悪癖を払拭し、率先して全国の手本とならなければなりません。ルールを守らない一部のでたらめな市民や事業所の行為は、大変不名誉で恥ずべきことであります。この件に関しては、積極果敢に行政のリーダーシップを発揮していただいて、啓発指導に当たれば、短期間で改善できると思います。

ここで質問をいたしますが、先々月、環境厚生常任委員会の管内視察に環境課の方々も同行されたと伺っております。本市のペットボトルの回収された中身をご覧になってどう感じられ、今後どのような対策を講じられるのか、お尋ねしたいと思います。

以上1項目につきまして、ご答弁をお願いいたします。

再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 春日大野城リサイクルプラザでは、春日市、大野城市及び太宰府市

のペットボトル、白色トレーの選別や圧縮の処理をしておりますが、発泡スチロールやプラスチック類、缶類などの不燃物、汚れが付着したものや飲み残しがあるものなど、リサイクルをするための不適物の混入が多く、処理業務に影響を及ぼしているとの報告を受けております。

また、今回、ご指摘をいただいておりますとおり、本市の搬入物は他市に比べまして不適物の割合が多く、適切な排出方法の啓発や指導を求められているところでございます。

市といたしましては、広報や回覧板などで呼びかけをするとともに、収集業者とも連携を取り、正しく分別されていない指定袋については、警告シールを貼付した上で未回収とするなどの措置をとってまいりましたが、なかなか改善の方向には向いていないのが現状でございます。

このため、再度回覧板で出し方のルールを啓発するとともに、職員による見回り調査を行い、正しく分別されていない指定袋については警告シールを貼付した上で未回収とすることによって、排出者に対しての指導啓発を行いたいと考えております。

また、これとあわせて、排出量が多い事業所に対しましては、指導啓発のための巡回訪問を行い、不適物の混入を減少させたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 大体概要はわかりましたけれども、今回のこのテーマにつきましてはですね、粘り強く質問をさせていただきたいと思っております。

まずですね、7月上旬に環境課の方々も視察されたわけですが、今日が9月15日でございます。それから約2か月間経過しておりますが、その間、改善のためにどのような努力をされてきたか、お尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 7月の視察におきまして、春日市、大野城市と比較いたしまして、不適物の混入が多いとの指摘を受けております。これを受けまして、先ほど申し上げましたような回覧板による出し方のルールの啓発、職員による見回り調査及び正しく分別されていない指定袋についての警告シール貼付による指導啓発、排出量が多い事業所に対する巡回指導を行うなど、不適物の混入を減少させるための指導啓発計画を立てまして、10月にはこれを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 一応計画を立てられて10月から実施されるということですが、この件に関しましてはですね、環境厚生常任委員の方々も大変憤慨されております。ここに視察後のですね、委員会の議事録がございまして、私も読ませていただきました。その中で様々な意見が出されておりましたが、このペットボトル問題は、数年前から指摘されていたことで、当然何らかの具体策が既に出ていないとおかしいという、これはもう環境課の怠慢ではないか

という意見もございました。その件に関してはご存じでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） さきの環境厚生常任委員会での現地視察という部分につきまして、総括の段階で、私も出席をさせていただきまして、環境厚生常任委員さんの厳しいご指摘は受けております。そういうことでございますので、今までも十分に市民に対して啓発指導を行ったところでございますが、その部分が浸透していないという現実を目の当たりにいたしまして、再度これの啓発に向けまして十分に尽力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、今後の市民啓発としてですね、先ほどおっしゃいました広報や回覧で呼びかけると、そして見回り調査あるいは事業所に対して巡回訪問すると。で、悪質な場合には、警告シールを張るというお答えでございます。

ただ、私、広報とかですね、ホームページ、これで知らせるということも、大変、周知を図るということも大変大事なことだとは思っています。これはこれでやっていただきたい。

ただしですね、市民への周知が本当に徹底できるだろうか。で、徹底できて、成果が期待できるかな、こういうふうにちょっと疑問でございます。

で、そのほかにですね、今ご回答いただきましたほかに、何か妙案、また何か方策がございましたらお聞かせいただければと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） このごみの正しい出し方につきましてはですね、毎年発行しております「家庭ごみの正しい出し方」という分を各世帯に配布するとともに、今ご指摘になっておりますような内容を太宰府市のホームページにも掲載いたしまして周知を図っておりますが、なかなか細部にわたって見ていただけないという状況もございます。このため、正しい方法で出されていないごみにつきましては、回収の際に指導啓発を行えるような警告シールの作成や多量排出事業所への巡回訪問を行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 回収の際には警告シールを張れたらいいという、そういう形で指導するという、こういったやり方も一つの方法であり、これはこれで私も尊重したいと思います。しかし、その指導された一部の事業所とかその行政区、その部分だけで効果が出る、それはもう出ることにこしたことはないんですが、市全体で見たときにどれぐらいの効果が上がるのか、それは甚だ疑問であります。

で、私は、全体的なですね、底上げをするためには、全事業所や全市民の方々にいかに正しい分別排出を徹底していただくか、そしてそのために大変難しいんですが、周知を図るということは、いかにして周知を図るかが改善の大きなポイントだろうと思います。

ここですね、本市の状況を知っていただくために、2枚目の資料をご覧くださいと思います。

皆さんご存じのように、黄色い袋にペットボトルと白色トレーを入れるようになっております。しかし、この現状を見ていただきますとですね、プラスチック容器が入っていたり、あるいは空き缶、それからキャップつきですね、で、キャップは外して入れるというのが常識的なことなんですが、こういったふうなでたらめな入れ方をしているということですね。それから、まだまだほかにたくさん、証拠写真じゃないですけども、たくさんございます。

ぜひ、興味のある方はこれを全部見ていただければですね、いかに太宰府のペットボトルごみの出し方がずさんかということでございます。

ほかにも、ペットボトルと発泡スチロールを混入させたり、あるいは掃除機のホースが入っていたりですね、それからひどいのにありますと、猫のふんとその砂ですね、こういったものを黒い袋に入れて一緒にペットボトルに入れるとか、それから紙おむつが入っているとか、こういったこともあったそうでございます。

こういう状況ですから、ぜひですね、正しいごみの出し方を全市民に徹底していただきたいというのが、私の今回の言い分でございますけれども、ここで質問をさせていただきます。

その前にですね、表の資料をちょっとご覧いただければと。これが調査結果でございますが、大体平成17年度の調査分でございますして、時期は余り3市とも変わりません。搬入台数はですね、一月に春日市が9台、大野城市が10台、太宰府市が8台と。

そんなに遜色はないんですが、あと、調査項目の欄を見ていただきますと、ベールとトレー、これは と が良品でございます。要するに、これは再生可能なものだということですね。で、ベールといえますのは、(注)を見ていただきますとわかりますように、減容化されたもの、すなわちペットボトルを圧縮して容積を減らし、取り扱いやすくこん包したものです。ご覧になったことがあられると思いますけれども、こういった良品、それからトレー、あわせて3番目、 のところになります。で、春日市の場合はですね、1か月で1,434.04kgのペットボトル、白色トレーを搬入されて、そのうち80.7%が良品であると。それから、大野城市の場合は、1,293.25kgで78.5%が良品であると。じゃあ、太宰府市はどうかと申しますと、一番多いんですね。1,553.71kg搬入されて70.9%と。3割が、その表のトレーの下ですね、不良トレーが入っていたり、汚れたものですね、それから色つきのトレーとか、それからキャップつきのものが入っていたり、それから燃えるごみ、先ほど申しました燃えるごみとか、それから不燃物ですね、缶や瓶、こういうものが混入していたということございまして、2市に比べてですね、大変劣っております。

それから、下の表をご覧くださいと思うんですが、これは平成18年度の方でございますして、7月までの集計ということで、これ太宰府市の場合は、ペットボトルは月に1回でございますけれども、これを何ブロックかに分けて回収をされていると思うんですがね、清掃会社の方が。例えば4回収して持ち込んで、3回が不適物搬入であるというふうなとらえ方です



ね。それぞれ7月までの合計を見ますと、春日市が3回、不適物が3回です。それから、大野城市の場合は7回、太宰府市の場合は10回と、こういうふうになっております。大変成績が悪うございます。

そこで質問をさせていただきますけれども、春日大野城リサイクルプラザに持ち込まれました太宰府のペットボトルの分別が大変にずさんだったということが、皆様もおわかりいただけたと思うんです。じゃあ、ここでクレームのつかないですね、正しいペットボトルと白色トレイの出し方を、ルールをお教えいただきたいと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、ペットボトルの対象となりますものはですね、炭酸、果汁、お茶、ミネラルウォーターなどの飲料用の容器やしょうゆあるいは酒類用の容器で、ペットボトルの材質表示マークがついているものでございます。

ペットボトルは、先ほど言われましたが、キャップを外して、飲み残しがないように中をすすいで、水切りをしてから指定袋に入れて出していただきます。

なお、本市におきましては、品質表示などがわかりにくくなることから、外側のラベルについては外さずにそのまま出していただくようにしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。キャップはとって、キャップは燃えるごみに出すと。それから、ペットの中を水洗いして、そのまま放置しておけば乾燥しますのでね、中が。乾燥したものをその黄色の袋、ごみ袋に入れると、そして出すということでございますね。

私も、議員になりまして議員研修がありました。で、そのときに春日大野城リサイクルプラザを視察したときからですね、これを実施しております。ですから、何も難しいことはないんですよ。いい習慣を早くつけていただくということで、我々公的な者からやはり模範を示さなければいかんと思うんです。ですから、ぜひ、これをお聞きになっていらっしゃる方で実践されていない方は、今日からでもですね、やはり実行していただければなと思います。

では、ペットボトルとですね、白色トレイの回収量は、月ごとによって違うわけですが、先ほどの資料によりますと、一度の回収で車8台分が搬入、春日大野城リサイクルプラザに搬入されるわけですが、年間どれだけのコストがかかるかお尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） これの選別や圧縮の処理はですね、春日大野城衛生施設組合に委託をしております、平成17年度の処理の委託量は637万6,000円となっております。

収集運搬に要する経費についてでございますが、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみとあわせての契約となっておりますことから、回収量がごみ全体の約1%であることから、単純な案分もできず、明確な経費というのは算出できませんが、粗大ごみを除きまして可燃ごみが月に8回、不燃ごみが月に3回、ペットボトル、白色トレイが月に1回の回収となっておりますの

で、約12分の1と考えると、平成17年度の収集運搬委託料は約2,980万円となるようでございます。これを合わせますと、トータルで約3,617万6,000円になるようでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 3,617万円と、これだけの、これペットボトルだけのですね、委託先の清掃会社の分も入れてですね。

（市民生活部長関岡 勉「そのとおりです」と呼ぶ）

春日大野城リサイクルプラザへの支払いが637万6,000円で、運送経費が、清掃会社に支払う分が2,980万円で、合わせて3,617万6,000円ということでございますね。これだけの多額なお金がかかっているわけですね。

で、今回はペットボトルと白色トレーに関して質問をしておりますが、では可燃物、それから瓶や缶類などの不燃物、それから粗大ごみを含めたですね、処理費用と運搬費用、合計、年間どれぐらいかかっているのかわかりましたらお教えてください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） おおむねトータルで、大野城市と太宰府市の環境施設組合も含めまして、おおむねで16億円、16億円程度かかっているようでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 16億円ですね。これはですね、やはり可燃物の割合が非常に大きいんじゃないかなと思っています。高速道路を使って福岡まで持っていったという。ですから、この辺もですね、含めまして、ぜひですね、今回ペットボトルで質問させていただきましても、この4つですね、分別方法を市民一人ひとりが理解し、協力していただいて、正しいごみの出し方を習得していただくと。そして、ルールをしっかり守ってもらえればですね、もう莫大な経費削減になること間違いありませんし、昨日のですね、教育予算の捻出に寄与できるのではないかと思います。

そこで質問をいたしますが、まず手始めにペットボトルの正しい意識づけをいかに浸透させ、本気で考えていかなければなりません。ペットボトル分別方法の啓発チラシ、こういったものを全世帯に配布してほしいと私は個人的に思っておりますが、ぜひ実施していただければなと思っております。いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この正しいごみの出し方をですね、徹底していけば、ご案内のようですね、ごみ処理に要する経費の削減は可能であるというふうに考えております。

ご提案がありましたチラシを全世帯に配布してはどうかということですが、市民の皆様積極的にいただける方法とし、読んでいただける方法として参考にさせていただきますが、まずは正しい出し方をしていない市民に対する指導啓発を先に行わせていただきまして、そこに重点を置きまして不燃物の混入率の減少というものを図ってまいりたいというふう

に考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） その正しい出し方をしていない方々というのは、わかりますかね。こちらで把握できるんですかね。つかめるんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） これにつきましてはですね、職員と、それから事業者の方で、出す日にちが決まっておりますので、出す日にちの回収前に調査をしまして、そして正しく出されていない分については、警告シールを張って、それについてはもう持っていけないと、そのまま置いていくというような形の中で、そういうことで啓発を図って、まず7割の方は正しく出しているわけですから、30%の方が正しく出していない部分で非常に大きな影響を受けておりますので、その30%をつぶすと。30%の人に変わっていただくということにまずは主眼を置いて、環境課の職員が汗を流したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それは、ごみ全般ですよ。ペットボトルだけじゃなくて。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今ご指摘を受けておりますこのペットボトル、これにつきましてやらさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。そういうやり方も一つの方法でございます。で、今現在ですね、太宰府市が2万6,000世帯、それから1,800の事業所がございまして、チラシを仮に作成していただくとすれば2万8,000部になるわけですね。で、約3万部としまして印刷費が大体25万円以内ぐらいでおさまると思うんです。で、やはり私は必ずこれを配布して協力を願えば、答えは出てくると思うんですね。ですから、成果の出る先行投資というものは必要ですし、少しでも正しいペットボトルの出し方を早急にですね、知らせるべきではないでしょうか。

それで、ここですね、もう一工夫ですね、盛り込んだ提案をさせていただきたいと思ひます。

もしこのチラシを仮につくっていただけるといふふうに仮定のもとでお話をさせていただきますが、例えばそのチラシのところのタイトルにですね、ペットボトルと白色トレーの分別にご協力をということで、仮に合点チラシといふふうにちょっと名前をつけさせていただきますが、そのチラシを、正しい手順のチラシに目を通した方は、合点したと、納得したよということで、切り取り線を入れまして下の方にですね、その世帯主あるいは家族の代表の方のお名

前を書いていただく。そして、住所を記載して自治会あるいは組長さんに提出すれば、一巻きのペットボトルの回収袋がもらえるというふうなですね、こういった形で各行政区に協力をお願いして、環境課主導で期限付きの一斉キャンペーン、こういったものを実施されたいかなものでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今申されておりますこのチラシを活用したキャンペーンの実施によって、いわゆる市民の理解を深めていくというご提案につきましては、大変貴重なご提案であり、今後十分に参考にさせていただきたいというふうに思っております。

市といたしましても、一人でも多くの市民に正しいごみの出し方を理解していただくことが、ごみ減量につながる重要課題であると考えておりますが、正しく理解してある市民も多く、まずは正しい出し方をしていない市民に対する指導啓発に重点を置きまして、不適物の混入率の減少を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 私と見解がちょっと違うようですがね、ここはですね、やっぱり原点に返ってですね、例えば各行政区に組長会議というのがありますよね。で、こういった組長会議で20分、30分を、もちろんそれは区長の了解を得ると。それは区長会議でですね、説明もしていただいて了解を得る必要がありますが、行政区別ですね、訪問日程を組んで、二、三十分の正しいごみの出し方ですね、生ごみも含めたですね、出し方を説明するという機会を設けられたらどうかと思いますけれども、いかがでしょう。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） このごみの正しい出し方につきましては、市民に十分、先ほどから申し上げておりますように、理解をしていただく必要があるのではないかとというふうに考えております。

現在でも、環境課では、いわゆる出前講座でありますとか、小学校や中学校の授業に出向いて太宰府市のごみの現状や分別リサイクルの説明をしております。各行政区からも、要請があれば出向いての説明を行いたいとは考えておりますし、積極的に市から働きかける必要があるうかと思っておりますので、今後十分に検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。それでですね、もう一押し質問させていただきますけども、その各行政区におきましてね、4種類のごみの正しい出し方の説明と、それから先ほどのですね、合点チラシのキャンペーン、こういった両面作戦でやっていただくそうですね、かなり効果が期待できると思います。そういった環境課だけで人手不足であればですね、他の部署からも応援をいただいて、これはひとつ市全体で取り組んでいただいて、実施計画を立て

て、ぜひぜひ実践していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 特に、この再資源化を目的として回収しております廃棄物につきましては、市民の皆様にごみの正しい出し方を十分にご理解いただき、ルールに従いまして出していただくことは大変重要なことであるというふうに思っております。

このため、指導啓発方法につきましては、ただいまご提案いただきました方法も十分に参考にさせていただくとともに、まずは正しく分別していない方への対処方法の一つといたしまして、環境課職員が汗を流すということで、その正しく出していない方々に、警告シールの貼付等によりまして適切なごみ処理の推進に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、しばらく時間をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それですね、私がここで申し上げたいのはですね、市の職員の方々がやはり行政区に出向いてじかに顔を突き合わせて説明をしていただきたいと。で、そうしないと、本当にですね、こういった熱意というのは伝わらないと思うんですね。私はそういった動きが最も大切だろうと。ですから、そういった熱意を持って接して説明すれば、必ずや結果はついてくると思います。

現在、世界規模でリサイクル運動が進められておりますし、我が国も回収率は世界水準には達しております。欧米に遅れてスタートした日本のペットボトル回収システムが、現在生産量の5割近くが回収され、再利用されておる。で、環境保全にも役立っておるということでございます。2006年度のリサイクル施設は、全国で59社の71施設だそうです。回収率の伸びが目覚ましく、今後市町村や関係団体の回収率アップの働きかけはますます活発になることが予想されます。ですから、こういった機運をですね、大切に、本市も真剣に取り組むべきではないかと思っております。

最後に、市長にお伺いしたいと思いますが、先ほどの資料写真で本市のペットボトルと白色トレイの状況を見ていただきました。どのような感想を持たれ、どうすべきか、ご意見をお聞かせください。

また、提案させていただきましたキャンペーンについても、ぜひですね、実施の方向で考えていただければと思いますが、ご回答よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまごみの回収問題、特にペットボトル、白色トレイの分別回収問題がありますが、本市におきましても可燃ごみの減量並びにリサイクル推進に向けた重要な施策として取り組んできたところでございますが、ただいまいろいろご指摘のとおり、排出方法の指導啓発を今後とも行いながら、不適物の混入率を減少させるということでございます。ただいまご質問と同時に貴重なご提言をいただいたわけでございます。適切なごみ処理を推進してい

くために、さらに行政としても取り組んでまいりたいと思います。

と同時に、市民の皆様にも一層のこのごみ問題に対するご理解とご協力をお願いいたして、今後、太宰府市のこの分別を、ごみ収集につきまして、適切な処理がなされるように皆さんと一緒に努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、ありがとうございました。

このごみ問題はですね、やはり全市民を巻き込んだ協力、こういった動きが必要だろうと思います。そして、今回のこのペットボトルに関しましてのその市民啓発をするにはですね、春日大野城リサイクルプラザへの見学も必要でしょうし、それからごみの減量化推進も必要でしょう。今回、財政難を乗り切るための一例としてキャンペーンの提案をさせていただきました。

春日市や大野城市を上回る85%を目標にですね、ぜひ市職員一丸となって取り組んでいただきますことを強くお願いするものであります。

損して得とれのことわざにもございますように、ごみ対策におきましては、効果的なですね、先行投資で大幅なコスト削減が実現可能なことを断言いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時30分まで休憩いたします。

休憩 午後2時13分

~~~~~

再開 午後2時30分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔16番 田川武茂議員 登壇〕

16番（田川武茂議員） 議長より、ただいま許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

私は、太宰府市コミュニティバスまほろば号の高雄地区乗り入れについて質問を行います。

この件については、3月議会におきまして、地元中林議員からの質問がございましたが、私は違った角度から質問を行いたいと思います。

太宰府市コミュニティバスまほろば号が運行開始されまして、既に9年を迎えておりますが、今現在、高雄地区を除いて市内全域にまほろば号が運行されております。しかし、高雄地区の運行が遅れましたのは、道路の問題がありました。しかし、今現在は今年3月末に家の前・今王線の新設道路が開通し、地元の人たちはもうすぐまほろば号が団地に入ってくるばいと、一日千秋の思いで待ち望んでおるわけでありまして、そうした人たちの気持ちを私は察してあげなければならないと思います。それが行政のやるべき責務ではないでしょうか。

今、団地の高齢者、すなわち自動車に乗れない人、免許証を持たない人、そうした社会的弱者の人は交通機関を利用して市役所あるいは中央公民館、そしてまた福祉施設等においてになっておるわけであります。市長は、この12年間の政策の中で、「市民が真ん中」、そして太宰府市民が安全・安心に暮らせるまち、太宰府に住んでよかった、太宰府に住みたいと思われる元気のあるまちづくりに取り組んでまいりますと言ってきました。そうであるならば、高雄地区にコミュニティバスまほろば号の運行を早急に認めるべきじゃないでしょうか。

先日、まちづくり総合問題特別委員会で地域振興部長から、まほろば号の委託料について歳出削減を考えておりますと説明がございましたが、その内容について詳しくご説明をお願いしたいと思います。

あとは自席にて再質問を行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まほろば号の高雄地区乗り入れについてご回答申し上げます。

平成10年4月にコミュニティバスを開設して以来、現在では4路線6コースを運行いたしておりますけども、市内全域を東西南北という視点で見ますと、現在の運行路線では、南地域、つまり高雄、高雄台、梅が丘地区から五条や市役所方面を結ぶ路線は、残念ながら今現在整備はいたしておりません。

この地域につきましては、ご承知のとおり、西鉄による路線バスが一部で運行をされておりますが、まほろば号の運行を望む声は以前から届いておりまして、運行に関する事前のアンケートなども行ったところでございます。

現在、このような状況を踏まえまして、現行の西鉄路線バスとの競合調整あるいはまほろば号路線の全体的な見直しなども含めまして、様々な角度から検討いたしておりますので、この高雄地区への新規路線開設につきましてはの判断は、いましばらく時間をいただきたいというふうに思います。

次に、2点目の歳出削減策についてでございますけども、平成17年度の決算書の中でも報告をいたしておりますように、平成17年度の歳入歳出の結果、約9,900万円の運行補助金を支出いたしております。したがって、当然のことながら、この補助金をいかに削減するかというのは、日々の重要課題として、内部協議はもとより、委託いたしております西鉄とも機会あるごとに積極的に協議を重ねております。

ご質問にあります削減策の主な内容でございますけども、まず1つには、全体を見たときに利用者の少ない路線の減便あるいは廃止の検討、さらには土曜日、日曜日、祝日ダイヤの減便、さらには西鉄に委託しております内容の中の人件費の削減など、様々な検討をいたしております。

また、歳出削減のみならず、歳入に直接結びつきます利用者の増員につきましても、様々な方策を検討いたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 平成17年度9,900万円は、これはわかります。しかし、平成18年についてはですね、7,000万円予算化しておるわけですけど、その分何か西鉄と協議をしてですね、運行の間引きをすとか、あるいは運行の廃止をすとかですね、そういったものが決まっておるわけですか。そうでなかったら、やはりその9,900万円、平成17年度に基づいてですね、やっぱり予算化、これすべきじゃないか。もしそういった、またですね、議会の中でも、いろいろカンパを募集するとかですね、そういった方法、まだ何一つ決まっていなわけですね。で、雑収入もない。そういった、それはいつごろ、また12月にはですね、そういった例えば7,000万円足りない、7,000万円ですから、あとは補正でこう出すんですか。もうそういうことになりますか。

で、今ですね、運収が5,000万円と、そういうことになっておりますけど、一日の乗客が今1,200人ですよ。それは、認識されておると思うんですが、で、土曜、日曜はですね、日曜日が780人ですね。土曜日は平日並みの1,200人乗っておられるわけですよ。で、そこら辺の根本的なですね、どういうふうな計画をされておるのか、そこら辺が私は全然わからないわけですけど、それは地域振興部長、まほろば号の高雄乗り入れについてですね、非常に頭を痛めると思うんですが、それでももう少しですね、西鉄とどういうふうな話をされておるのかですね、中身についてちょっとご説明できますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 西鉄と今協議をしている主な内容につきましては、1つは、今現在の星ヶ丘線、これが1日、平日、多いところでは50便前後走っておりますけども、この星ヶ丘線を高雄地区まで延伸をしたらどうなるのか、市が幾ら負担する必要があるのか。あるいは、今現在が、星ヶ丘線、運賃が初乗りが160円、最高で280円の運賃体系になっておるわけですけども、もし仮にまほろば号を高雄地区、星ヶ丘地区、青山地区を経由して高雄地区に行った場合に、その運賃の格差、これをどう解決するのか、そういうのも今現在主にやっているわけです。そして、その次には、先ほど申しましたように、利用者の少ないコースをもし減便すれば幾らの経費が減るのか、そういうのも含めて、いろんな視点から今現在検討を重ねております。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） いろいろ検討されておるようですが、これは幾つかやっぱり方法はですね、あるのではなからうか。今部長がおっしゃるように、西鉄バスに乗り入れをさせて、その60円分を補助するとかですね、いやみんながみんなじゃないですよ。60歳以上とか、あるいは65歳以上はね、市の方でそれを負担するとかですね。これは、現在そういう話が来ております。これは、星ヶ丘の居住者の方からですね、まほろば号は100円だと、我々160円出しよると。だから、何で我々も100円にすべきじゃないか、あと60円を市の方でね、やはりこれも全部が全部というふうにはいきません。だから、60歳以上とかですね、あるいは65歳以上、70歳



以上とかですね、そういった補助を認めるべきじゃないか。これはやっぱり地域格差と思うんですよね。そういった声があります。

これについてはですね、本当に私にもわかりません、実際言って。難しい問題です。これがですね、それはどういうことかという、西鉄の路線バスと競合していなかったらいいんですよ。競合していなかったらですね、簡単ですよ、これは。だから、競合しているところに大きな問題があるわけですね。そこにまほろば号を通すと。やはり、そりゃ160円より100円にみんな乗ってきますよ。そうすると、今度は西鉄が嫌がる。いやもう儲からんから引き上げますと言われたら、これは大変なことですよ。だから、そういった問題があります。だからですね、この問題本当に頭が痛いところで、それは私もよくわかるんですけど。

で、これがですね、まほろば号が現在9台ですね。1台は予備車です。それで、運転手がですね、11人です。簡単にですね、3,000万円カットするとかですね、そういうことを言っておられますけど、そうなるそうですね、仮に1時間に3本通しているのがですね、3分の1ですから、2本になるわけですね、30分に1台になるわけですよ。そうするとですね、今まで5,000万円収入があるのが、今度はそれが3,500万円に収入が落ちるかもわからん、そういった大きな問題があるわけです。だから、私も西鉄の方に「どげんなっとるでや」、話を聞きました。そうするとですね、3,000万円の削減をするととなると、運転手と、人件費とバスをですね2台、運転手を2人削減しないとそれに見合いませんというわけですよ。仮にそのダイヤを間引きしただけではですね、到底追いつきません。それが、もう日曜日は全休するとかですね、そういう方法をとるしかないでしょうと、そういうことを言っておられました。それに私もまあそんなと思っておるところですけどね。

しかしですよ、今はね、高雄地区、高雄、それから高雄台、それから梅ヶ丘、こういうあそこへ世帯が1,500世帯あるわけですよ。で、こういう人たちはですね、やはり固定資産税あるいは市・県民税、いろんな問題、やっぱり協力をしよるわけですよ、ねえ。そして、やっぱりこっちの方にバスが来ない。だから、そういう声を聞くとですね、本当に我々として、議員として、やはり申しわけがない。これは何とかやっぱりひとつお願いをしてですね、早くバスを乗り入れしてもらいたいなというような気持ちがあります。

そういった気持ちに対してですね、あなたたちは去年ですか、「昨年10月に実施いたしましたアンケートの内容などを十分精査し、分析をしながら、今後さらに慎重に検討してまいりたいと思います。できるだけ早く結論を出したいと考えているところです」、市長はこげん述べておりますよ。だから、もう去年の10月から約1年ですよ、1年。1年、何にも状況変わっていないじゃないですか。まあ何らかの回答をですね、早くやっぱりしてあげないとですね、やはりこれは何て言うんですか、大きなやっぱり地域格差ですよ。行政格差と申しましょうか。市長もそういうふう言っておられますから、だから早くやっぱりそういった分析をしてですね、西鉄とやっぱり早く協議をしながらですね、あなたたちが行くなり、西鉄を今度は呼んだりですね、私はすべきだと思うが、それはいかがですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） アンケートを行いましたのは、昨年12月に行っております。先般のまちづくり総合問題特別委員会の中で、担当課長からもその結果、概要について報告をいたしましたとおり、あの地域、3つの区になるわけですけども、全体で人口的には約4,300人ほどいらっしゃいます。回収、いわゆる調査を、回答していただいた方が約57%、半分ちょっとの方が確かに回答をいただきました。我々はその時点でまず判断をしたというのも事実です。私も、このコミュニティバス運行、当初計画からかわっておりますけども、やはり今現在、先ほど言いました4路線、6コースを運行いたしておりますが、事前調査の中で、それぞれの地域の方でアンケートを行ったときは、やはり8割前後の方がぜひ運行してほしいという結果は実際に見てまいりました。で、そういうふうな分析をしながら現在に至っているわけですけども、たまたまかもしれません、この高雄地区の場合のアンケートをした場合については、やはり思った以上に熱意が伝わらないというのも事実なんです。アンケートをいただきましたその約57%、2,500人余りの方なんですけども、その内容をさらに分析いたしますと、毎日乗りますという方はもう数%でございます。後は1週間に1回ないし2回、あるいは月に一、二回程度という回答がございます。

やはりこの市役所あるいは五条周辺から高雄地区にバスを運行するためには、最低バスが1台、運転手が2人要ります。それを単純に計算しただけでも数千万円のお金が必要なんですけども、それに対して果たして運賃収入、つまり乗車していただける方が何人いらっしゃるのかというのがどうしても、全体的な財政状況も踏まえて見た場合について判断をしかねるとい部分があるところに1つあります。それが大きな原因なんですけども、先ほどから申し上げてまいり、やはり今現在西鉄の路線バスが運行されておりますので、これらの競合の問題、調整の問題、運賃格差の問題と、るるございますので、今しばらく時間をいただき、十分検討した結果でその判断をしたいというふうに思いますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） それはよくわかりますけど、それがまだ地元の人たちにですね、よく伝わっていないわけですね。だから、こういう問題が出てくるんです。

で、1つお聞きしたいのはですね、これはあなたが言ったことですよ、「もう一度原点に戻って、経営感覚でこのバスが果たして市がどこまで市民の要望に対応できるかということ进行分析しながら再検討を行う」と書いておるんですけど、経営感覚とはどういうことですか。経営感覚、これは普通の民間のバス会社じゃないんですから。市民のためのバスですから、市民がいかに安全に、安心して生活ができるか、そういうことでまほるば号を計画したんですから、だから経営感覚って、ちょっと私はですね、ちょっとなじまないと思うんですよ。そりゃ儲かることにこしたことはないですよ。だがしかし、これはですね、民間の企業とは違うんですから、こういう発言はちょっと私は解せんというふうに考えますが、部長はどういうふうにお

考えですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 当然いろんな施策をする中で、いろんな事業計画をする場合に、市民の要望、これは大優先ですけども、要望があったからストレートにじゃあすぐやりますと、経費は幾らでもかかってもいいというような判断では、まずやはりできないだろうと思います。特に、先ほど申し上げましたとおり、まほろば号、コミュニティバスの運行事業につきましては、現在歳出、いろいろな経費が約1億4,000万円ほどかかっています。しかしながら、そこに利用していただける方が年間45万人、約4,500万円の収入ということで、約1億円の経費がかかっているわけですから、これをただ要望があったから単純に運行整備をしますというわけでは、やはり幾ら予算があっても足りません。やはりその事業をするためには、どれだけの利用者があるのか、どれだけの効果があるのかというのは常に判断をしていくべきだろうというふうに思います。そういうものを全体を含めた中での経営感覚というふうに申し上げたというふうに理解をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 特別委員会の中でも、1億5,000万円、1億4,000万円、太宰府市が一般財源からですね、払いよるわけじゃないですね。ここに70%か80%の特別交付税があるというふうにならんと答弁があります。現在、これがですね、もうその特別交付税が打ち切られるよというんやったら話は別なんですよ。1億5,000万円、太宰府市が全部それをかぶらないかんといいことになればですね、これは大きな問題です。だがしかし、80%は特別交付税があるということですから、太宰府市が後を見ても2,000万円ぐらいですから。その2,000万円で市民がですね、そりゃ生活がよくなれば、私はそれでいいんじゃないかな。今まで部長、今9年目を迎えておりますけど、このまほろば号についてですよ、余り金を食い過ぎじゃないかと、もうまほろば号なんかやめてしまえと、そういう苦情とか、一遍でも来たことがありますか。あったらちょっと教えてください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 私の知っている範囲では、バスを廃止しろという意見は聞いたことがございまして、逆に私の地域まで延ばしてくださいというふうな意見が多数ございます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） そうするとですね、やっぱり今後そういった、拡張するところは拡張する、そして今非常に問題になっております、時間帯によってですね、非常に2人か3人かというようなダイヤはですね、やはりカットするところはカットする。そして、やっぱり時間帯が多いときにはそっちの方に延ばすとかですね。

要するに私は、これちょっと、まちづくり総合問題特別委員会、これ、委員長から出せと言われたから出したんですけど、これにはですよ、そういったカットしたところの原資をですね、何ぼかずっとカットしますから、ダイヤを、その原資をですね、高雄に振り向けたらどう

かというちょっと意見を出したんですけど。ちょっとそれもそうすることによって、まほろば号が行けばやっぱり西鉄がなかなかうんと言わない、そういう問題もありますから、やはりこれは、西鉄にどうしたらいいかということをやっぱり極力お願いするしかないかなと思うんですけど。

その課長にですね、とにかく安く済むようにとにかく努力をしてくれんかとお願いはしております、一応ね。だから、そういうことでありますから、また市民もですね、このまほろば号についてはですね、今部長もおっしゃるように、この9年間一つも苦情がない、そういうことであればですね、まあいいんじゃないですか、どんどんやれということですから。私は、市長、この問題についてですね、市長は、さっき私が述べましたように、早期に何とか対策を精査して頑張りますというふうに書いてありますけど、市長としては、この問題についてですね、どういうふうにお考えでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいままほろば号の運行につきまして、いろいろ多方面からのご指摘があったわけでございます。特に高雄地区への運行でございますが、ただいま部長からご答弁申し上げたとおりでございますが、全体運行の経費等の問題もございます。節減等も含めた形でいろいろ検討中でございますが、まほろば号の運行については、ご承知のように、いろいろご要望も増えてきたところでございます。様々な方面から検討するように今担当部の方にも指示しておるところでございますが、何とか本年度中でも総合的な判断をしたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） このまほろば号の運行開始に当たってはですね、当初の基本理念は高齢者福祉の精神でですね、コミュニティバスを企画されたはずで、ですね。財政難なのはわかりますけども、この高齢化社会を支える一助としてですね、温かい思いやりの心でやっぱりこれ、高雄地区の早期運行開始をですね、図るべきではなからうかと、私はそういうふうにご考えておりますし、また市長もご尽力をいただきますよう重ねて強く要望いたしまして、私がかこれ以上時間を費やすと後の人に大きな迷惑をかけますので、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、福祉のまちづくりについて質問をいたします。

医療費の増加を防ぐためには何が必要かということの一つに、予防医療の重要性が叫ばれています。全国の調査で、1990年度から14年間連続して老人医療費が最下位の長野県では、1人当たりの老人医療費が全国平均の8割余りとなっており、1人当たりの医療費が低い理由とし

て、1年のうち医者にかかる件数が少ないこと、入院しても短い期間で退院する傾向があるとしています。そして、余り医者にかからない理由としては、高齢者の就業率が高く、また県内10か所で行われる長野県老人大学や各地域の公民館で行われている生涯学習講座で学んでいること、人口10万人当たりの保健指数が51人で、健診や生活指導など、住民の健康維持を図り、保健指導員、食生活改善推進委員が健康づくりの知識や体験を住民に広めていること、ひとり暮らしの高齢者率が低く、家族が在宅福祉を支えていること、退院してからの診療所や訪問介護ステーションなどが看護や介護をする家族を支えていること、それと各市町村の健康診断などの緻密さにあることなどが考えられるとしています。

以上のことから言えるのは、やはり病気にならないための予防対策と病気の早期発見、早期治療のために検診内容の充実と、受診率をいかに向上させるか、このことを突き詰めていく必要があると考えます。

そこで、3つの視点から本市の改善、充実すべき点を上げてみたいと思います。

まず、保健事業ですが、健診については、高齢者にかかわらず、若年層から年に1度は必ず受診してもらうように促していくことが必要です。生活習慣病の発症が低年齢化していることが指摘をされていますので、現在20歳からが対象となっていますが、中学卒業後の16歳から受診ができるようにしてはどうでしょうか。

それから、健診項目が近隣自治体と比較して少ないということが事務事業評価の中でも上げられておりましたが、比較すると、肺がん検診、骨粗しょう症検診が上げられると思います。とりわけ骨粗しょう症検診は、高齢者の骨折を早期に予防するということから検査項目に入れることの必要性を以前から指摘をしております。検査項目を増やすことは検討されていないかどうか、お尋ねします。

次に、現在市・県民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、乳がんのマンモグラフィー以外は無料で受診できるようになっていますが、このたびの税制改正で非課税から課税になった世帯があります。収入は変わらないのに負担をしなければならないとなると、受診をしなくなることが心配されます。低所得者ほど病気になる率が高いというデータもあることから、これまでどおり受診ができるように配慮することが求められています。対象が何世帯あり、軽減措置について検討はされるのかどうか、伺います。

次に、介護予防ですが、介護保険制度の介護予防とは別に、自立できる精神と体力を養うという視点から求められているものは、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に打ち出されているように、支え合う地域づくりに尽きると思います。一昔前と比べて、今は高齢者の単身世帯、高齢者夫婦世帯が同居世帯よりも上回っており、地域での支え合い活動を確立することは急務の課題です。今後は、高齢者だけでなく、団塊の世代の退職後の精神的フォローも含めたところでの取り組みが必要だろうと思いますが、このコーディネートはある一定のところまでは行政がすべきではないかと考えます。現在、どこまで健康推進委員や食生活改善推進委員、民生委員、自治会、各地域のボランティア団体など横の連携が取れているの

か、目に見えておりませんので、市の方で具体的にこうしていくといった取り組みを考えておられるのかどうかをお聞かせください。

最後に、生きがい対策ですが、中高年から趣味を持っている人は痴呆になりにくいといった調査結果がありますように、40代、50代から何か打ち込めるものを提供することも予防の一つです。様々な講座やボランティア活動が取り組まれています、それよりもまだまだ働きたいという方もたくさんおられます。60歳以上向けの仕事サポート情報の発信、それから講座・ボランティア情報の提供などが公民館や身近な公共施設でできるように、行政と商工会、NPOやボランティア団体が協力をしてできないだろうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、後の再質問は自席から行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） ただいまご質問いただきました福祉のまちづくりについてご答弁申し上げます。

まず、保健事業についてですが、健診の対象年齢は老人保健法では40歳からとなっておりますが、本市では健診の門戸を広げるために、平成16年度以降につきましては20歳からの健診を実施しております。平成17年度の年代別の受診者数を比較しますと、40歳から65歳の受診者が3,105人に対しまして20歳から39歳が171人であり、就労の形態の違いなど様々な要因はありますが、20歳から39歳の受診者は少なく、若年層では健診の重要性に対する認識が低いと推察されます。そこで、16歳からの低年齢層の健診の実施を検討していく上で、まず健診の重要性に対する啓発が必要かと考えます。

健診項目については、ご意見のとおり、特に骨粗しょう症検診については、高齢者の骨折等を早期に予防するとの観点からも重要でありまして、医師会等の関係機関とも協議を重ねながら、今後の検討課題ということで考えていきたいと思えます。

次に、健診の個人負担金の軽減措置についてでございますが、20歳から65歳までの誕生日健診の4月から8月までの受診者の負担金なしの割合を平成17年度と平成18年度で比較しましたところ、平成17年度14.2%、平成18年度につきましてもたまたま14.2%、同率となっております。ちなみに、人数といたしましては、平成17年度は666人、平成18年度は750人でございます。

また、高齢者健診においては、74歳以上が対象でありました負担金なしの対象者を平成18年度70歳に引き下げております。今後も必要な見直しを行いながら、受診しやすい条件づくりに努めたいと考えております。

次に、介護予防についてでございますが、平成18年4月に介護保険法の改正が行われまして、高齢者の方がいつまでも健やかに住みなれた地域で生活をしていけるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えていくため、市内に2か所の地域包括支援センターを設置いたしました。そこでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が高齢者等の相談に応じております。

介護予防事業の一つといたしまして、プラチナパソコン教室やシルバーいきいきサロン等を行っております。また、8月から11月に行います老人健診におきまして、その中で、介護を要する状態に陥るおそれのある虚弱な高齢者、特定高齢者と申しますが、これを決定いたしまして、その方々へ介護予防の手だてをしていくべく準備を現在進めているところでございます。

今後とも、区長会、民生委員会、社会福祉協議会、NPO法人等各組織等にご協力をいただきながら事業を推進したいということで考えております。

また、健康推進員と食生活改善推進員については、食と健康活動の実践を進めていく上で、相互に学び合うことでより効果的な学習活動が展開される面もございまして、それぞれの学習、地域の学習会の中においては、連携した事業実施も進めております。健康推進員、食生活改善推進員とも、公民館学習を通して自治会との連携は持っておりますが、民生委員、地域のボランティア団体等との連携についても今後積極的に進めていく必要があるかというふうに考えております。

最後に、生きがい対策についてでございますが、元気な高齢者ができる限り介護を必要とせずに生活し続けるためには、生きがいを持って積極的に社会参加していくことが大切であるというふうに考えております。そのため市では、高齢者が地域で集える場として、老人憩いの場の整備に取り組んでおります。また、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の場として老人福祉センター等も提供しており、多くの方々が利用されております。高齢者の生涯学習の場といたしましては、中央公民館におきましてまほろば市民大学や筑紫地区高齢者大学等が開催され、また身近な学習の場として公民館等を利用した出前講座等も広く活用されております。

また、高齢者も働くことも生きがいの一つであることから、シルバー人材センターにおいて高齢者の就労を支援しまして、その有する知識や技術、能力を発揮できる場、機会の充実に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） まず、健診の内容ということですね、私前にも骨粗しょう症の検診については要望をしたことがあるんですけど、それは去年、おととしのことではなく、もう3年ほど前になるかと思います。たしか予算特別委員会か決算特別委員会のときに要望したんですが、そのときのお答えも、その重要性は感じているので検討するというお答えだったんですね。その後、これまでにですね、検討されたことがあるのかどうか。で、あるんだったら、実際その実施に至らない理由ですね、財政面もあるでしょうし、ほかにも理由があるかもしれないんですが、その点についてお答えをいただけますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 以前、健康テントを開催したときにつきまして、この骨粗しょう症の関係、要するに現場に出向いて測定することによってその度合いを測定するようなことを取り入れたことがございます。その後に検討したのかというご質問でございますけど、費用の負

担等がございますので、現在医師会とも相談しながら、検討中であるということでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 検討中と言われましたけど、実際検討されたことがないんだろうというふうに私はとります。

その検討するということはですね、私の中では、そのテーブルの上のせて議論をするということ、私はそういうとらえ方なんです。ですから、その場限りの回答では困るわけです。

先ほども同じように、重要性を感じているので医師会と協議しながら考えますというふうなお答えでしたけれども、じゃあいつお答えいただけますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） この検査につきましては、1人当たり約2,600円、自己負担等が約半分等かかってきますので、そういった予算との関係もございます。そういったところを一応現在検討中であるということでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ですから、予算の、今ちょうど編成中だということですが、だからその何月、あと2か月ほど後になったら大体結果が出せると思うとか、そのときにできるできないはいいんですよ。できないならできないでその理由を言っていたらいいんであって、要するに答えが欲しいんですよ。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 現在の一般健診等に入っている検査項目等の見直しも、当然骨粗しょう症の検診を入れればそういったものも出てきますし、要は自己負担等の問題がございますので、なるべく市民に負担のかからないような健診内容等で健診をしてまいりたいというふうなことを考えておりますので、平成19年度の予算編成の中で十分に検討はさせていただきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 前向きな検討をしていただけるというお答えでしたので、お願いしておきたいんですが。

この骨粗しょう症ということをですね、ちょっと説明しますと、平成13年度の国民生活基礎調査によりますと、要介護状態になってしまう要因として、第1位というのは脳血管疾患、第2位に関節疾患、第3位に骨折や転倒という結果が出ているんですね。この骨粗しょう症というのは、一般的には男性よりも女性が多いということが言われてまして、女性の場合は、子宮がんや卵巣がんなどの婦人科系のがんで亡くなるよりも、この骨粗しょう症が原因で骨折して寝たきりになってそのまま死亡してしまうと、亡くなってしまう方の方が多いんだそうです。

最近の研究からも、この骨粗しょう症を発症していたり、骨折が多くなるほど、心疾患や脳血管疾患を引き起こす頻度が高くなると、こういうことが明らかになっていきますし、やはりこ



ういう事実を耳にしますとですね、やっぱり自分の骨密度がどうなのかということが当然知りたいと思います。やっぱりその検診結果が悪ければ、それなりに当然予防にも力を入れますよね。ですから、女性の健康診断の受診率、報告書を見ますと、結構割と高い割合になっていますので、長い目で見れば、これによる医療費の抑制効果は大いに期待ができるというふうに思います。ですから、ぜひ来年度には検討をしていただきたいというふうに思います。

16歳からの受診を要望しましたが、おっしゃるように、自らの体をいたわる、そういう意識がなければ、仮に通知が来たからといって受診はしないだろうというふうに私も思っているんですけど、ただ高校のときは学校で健康診断があるだろうと。その後、大学に行ったらどうなんだろうか、自分の健康を知る機会というのがあるんだろうかというふうに思ったわけですね。この青年期というのは、やはりたばこを吸い出すとかお酒を飲み出す、ダイエット、それから不摂生な生活ということで、生活に大変マイナスな要素が多いにもかかわらず、自分の健康に気遣うという人が非常に少ないだろうと、それが現状だろうと思うんですね。だからこそ、やはり若いうちからの健康意識を高めるということは、先々、長い目で見てですね、医療費の抑制、病気を予防するということに非常に重要な点ではないかなというふうに思いますので、今後は啓発にまず力を入れていただくということで、今筑紫野市の方が16歳からの健診をやっていますけれど、その財政的な部分もあると思うので、いずれは16歳から受診ができるような体制を整えていただきたいというふうに思います。

で、今回質問するに当たりまして、筑紫野市と大野城市、春日市の健診内容とかですね、調べてみたんですが、やはりこの辺では筑紫野市が内容的にも充実をしているし、料金もちょっと安いかなと。こうした保健事業は、できるだけやっぱり地域格差がないことが好ましいと思うんですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 4市1町につきましては、旧筑紫郡ということで、あらゆるこういった医療とか、介護の審査等もしかりでございますけど、筑紫地区医師会を通じてすべて実施しているという状況がございます。そういった中で、やはり市町村についても格差が出ないように十分に協議はしているつもりでございますけど、やはり今日的な財政等の問題がございます。若干そういった差がついたというような状況もございます。今後とも、医師会を通じて、4市1町で連携しながら、余り差が出ないような健診体制に持っていくようにですね、やはり4市1町が連携して進みたいというようなことで考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） あくまでも後退をしないように、前進するような形での統一をお願いしたいと思います。

で、市・県民税の非課税世帯から課税世帯に移行した方の負担軽減策についてはですね、先ほど人数を言われましたけれど、この平成17年度と平成18年度の差が84人、これはそのまま非課税世帯から課税世帯になった人数というふうにとっていいんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 税法等の改正によりまして新たに非課税から課税になる世帯が何世帯あるのかというご質問でございましたけど、これは毎年健診者も違う中で、今年受けた方が前年度で対象世帯であったのかというふうな資料を、そういった実績を見るというのは、一応保健センターの方では不可能ということで考えております。今さっき言いましたように、毎年健診世帯も違ってきますし、そういった課税に対する資料等把握しておりませんので、当年度に限っては一応課税世帯、非課税世帯はわかりますけど、その方が前年に受けたのか、またその方が非課税かどうかということまでの検証は行っておりません。そういったところから、一応対象世帯が何世帯あるかということについては把握をいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 把握が難しいということですので。ただ最初に言ったようにですね、低所得者は病気になる率、本当に高いみたいですね。そのための対策として、やっぱり引き続き無料にするのか、半額にするのか、その辺の検討を含めてですね、もしできるのであれば、例えば前年度非課税世帯だった方で課税世帯になる方、引き続き軽減策を実施しますとか、そういうふうな形で、できればその軽減策を考えていただきたいと思います。

では、次、介護予防の方に移りたいと思います。

これからの時代、住みなれたまちでやっぱり生き生きと過ごすためには、行政区単位での介護予防推進を図るのが一番効果的であり、また効率的でもあると思います。それぞれの区に介護予防を進める会をですね、立ち上げてもらって、その中で健康推進員さんや食生活推進員さんが指導援助を行うような仕組みをつくってはどうかと、これは私の頭の中にある一案ですけれども、実際に健康推進員さんや食生活推進員さんの活動というのは、残念なことに余り市民の方に知られていないのではないかと、非常にもったいない感があります。そのことはですね、その当の健康推進員さんも、この保健事業報告の中でですね、これまでは地域へ広げていく活動が不十分な状況だったと。で、今後は地域の健康づくり活動の支援等に生かしていけるような推進員の力量育成やシステムづくりが推進されることを望んでいると、このように地域の中で活動を広げていけることを推進員さんの方も希望をされていると思うわけですね、全員がそうだとは思わないですが。ですから、この推進員さん方の声をしっかりと受けとめて、やっぱり行政側がですね、コーディネート役を、1人職員をつけて、推進員さん方と連携を取ってもらいながら地域での予防活動を推進していくと、こういう方法。方法については様々あると思いますので、以上は提案にとどめておきますけれども。

介護予防といいますとですね、身体的機能の低下を来さないための予防、これに、介護保険でもそうですね、そういう重点を、そちらの方に重点を置きがちなんですけど、これから目を向けていかないといけないのは、むしろ精神面での自立、この予防策に力を入れていくべきではないかと思えます。

これは高齢者に限らずですね、例えば今危惧されていることの一つに、団塊の世代が退職し

た後、燃え尽き症候群とかというので、うつ病を発症する中高年が増加するんじゃないかということが言われております。こうしたですね、悩みに対して、精神科に行くほどじゃないけれども相談したい、こういう方は今実際でも多いですよ。この保健事業報告を見ていると、私はそのように思いました。で、やっぱり心が病んでしまえば、身体に大きな影響を及ぼしますんで、やっぱり精神的な観点からいえば、相談事業ですね、話を聞いてもらうというふうな場づくり、それから人材の掘り起こし、これが必要だというふうに私は思うんですが。

環境整備するに当たってですね、現在、健康センターの方でその精神保健を専門にしているしゃる相談員というのは何人雇用されていますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 今後、団塊の世代の時代を迎えるわけでございます。そういったところから、先ほど述べましたように、やはり公民館活動等で、いかに余暇を利用して自分の生きがいを見つけるかというふうな面から、様々な同好会、愛好会によるそういった趣味を通じての会なんかもあると思います。そういったところにやはり自分なりに積極的に参加して、やはり自分の60歳代以降の余暇を十分に楽しんでもらいたいというようなことが私の願いでございます。

今ご指摘の精神に対する相談事業が保健センターであるのかというご質問でございますが、今のところその制度は持っておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 専門がちょっと今いないということで、後の生きがい対策にもかかわってくるんですけど、今高齢者の自殺というのが問題視をされております。警察庁の統計を見ますと、自殺の原因がわかっているもので一番多いのが健康問題、でなおかつ60歳以上が全体の34%を占めていると、そういう結果が出ておりました。年をとれば病気にかかることは、その率は当然高くなるわけですが、しかし健康問題を理由に自殺をする人が多いという結果には正直驚きました。やはり、老いても病気知らずの予防対策に力を注いでいくことが最重点課題だというふうに再認識をいたしました。

自殺といえばですね、さきの国会で自殺対策基本法というのが議員立法で可決成立をいたしました。このことはご存じだと思いますが、第4条の方で地方公共団体の責務ということがうたわれておりますので、今後何らかの措置を講じる必要が出てくるかと思えます。で、自殺者の95%以上が、その直前に何らかの精神疾患になっていたとのWHOの報告があることなどから、今後ですね、市の方でも、やっぱり専門相談員の配置、これは必要だというふうに思いますので、その点について部長のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 精神に対する相談事業というのは、私はないというふうに申しましたけど、保健センターには保健師等がいますので、市民の方からある程度そういった質問等があった場合については相談に乗っている部分もあるかというふうに思います。

それで、その自殺対策基本法の関係でございますけど、私も13日の西日本新聞に福岡市が対策協議会をつくるというふうな記事を目にいたしました。それで、これが要するに健康問題をもって自殺に結びつくというふうなものが早目に察知されればその防ぎようというのがあるかもしれないんですけど、そういったものがなかなかつかみにくいという状況があるというふうに思います。この問題につきましては、これは福岡市が政令市では初めてできたようなことを書いてありますので、今後の近隣市等の状況を見ながら、必要なときには考えなければならないというふうなことで考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 福岡市とかですね、先日新聞にも載っておりました、協議会を11月に立ち上げるということで出てましたけれども、太宰府市がどういう状況かということまでは私は今回ちょっと把握することができませんでしたが、地域の取り組みでですね、自殺率を減らしたという自治体ではどういう予防をしているかということ調べましたら、1次予防としては市民への普及啓発活動、それから高齢者への集団援助、2次予防として精神科医らによるフォローアップなどを行った結果、65歳以上の自殺率が10年で4分の1になったと。この活動の特徴としては、やはり保健師さんたちを中心に、地域全体がまちおこしや村おこしを通じて、住民の健康づくりの一環としてうつ病などの早期発見、支援をしているということがあります。

で、その精神的な部分がやはり病気にもつながるということで、これからその精神保健の重要性といいますか、その充実を図っていただきたいというのが私の提案、問題提起なんです。やはりストレスによる病気というのはいろいろ、たくさんありますよね。これをまず予防することができればかなりの医療費抑制につながるんじゃないかというふうに思います。地域においてはですね、やはり、高齢者に限らずなんです、自分が必要とされること、必要だと感じることができる、そういった地域がですね、そういう意識を持つ人が増えていくような地域になれば、やっぱり病気になる人も減るだろうし、それこそ介護予防につながっていくんじゃないかというふうに思いますので、今後ですね、ぜひその精神保健の分野の充実として精神専門相談員、これはぜひとも検討をしていただきたいというふうに思います。

今保健師さんが相談には乗っているということですけど、やっぱり相談に乗る、やっぱりね、専門じゃないとだめなところがあるんですよ、特にこの精神的な分野というのはですね。その辺はちょっと難しいから私もわかりませんが、そのことをお願いしておきたいと思います。

生きがい対策として提案をいたしました雇用対策、これは筑紫野市や田川市などで、嘱託職員を1名専門として配置をして相談業務を行うなど行われておまして、やはり職員を1名配置することで随分効果は上がっているんですよ。ですから、新しく職員を配置するか、あるいは今いらっしゃる職員をそういう形で専門にするか、その辺はお考えいただきたいんですが、やはり専門職員の配置というのは効果があるということをお願いしておきたいと思いま

す。

で、介護予防にしても、生きがい対策にしても、ただ事業をこなすだけの姿勢ではなく、先々を見越して、どうすればいいのか、知恵を絞って、やはり太宰府市は力を入れているなと、参考にしたいと言われるような施策をこれから打ち出して頑張っていたきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

ここで15時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時36分

~~~~~

再開 午後 3 時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔 6 番 門田直樹議員 登壇 〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、住宅地の公園整備についてお尋ねします。

国の都市公園法運用指針では、「公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な景観の形成、環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設である」となっています。また、「地震災害時の避難地、避難路、救援活動の拠点、復旧・復興拠点としての機能を果たす」ともあります。

本市では、市内数か所にそれぞれの特徴を持つ地区公園ないしは近隣公園があり、多くの市民でにぎわっていますが、反面、幾つかの団地では小規模の公園も全くないという現状があります。市内の100戸以上の集落で公園や広場がないところはどこか、具体的にお答えください。

住区基幹公園における誘致距離の数値表示は廃止されましたが、従来の一般的な住宅市街地における誘致距離は、街区公園250m、近隣公園500m、地区公園1kmでした。地形や土地利用の違いもあり、一概には言えませんが、やはり歩いて5分ぐらいのところに公園があれば、高齢者や乳幼児を持つ母親は本当に助かります。

災害復旧に関する一般質問を何度か行いましたが、いわゆる旧宅造法のころ開発された古い団地では、道路や水路、側溝の整備が不十分なだけでなく、小さな公園もありません。いろんな遊具を備えた広い公園ではなく、ベンチと砂場程度の狭いものでも結構ですので、ぜひご検討をいただけないでしょうか。

次に、国民年金健康保養センター太宰府は、12月に一般競争入札、来年1月に引き渡し、3

月には従業員全員解雇とのことですが、今後の見込みや従業員再雇用の可能性についてお尋ねします。

6月定例会では、不老議員の質問に対し、入札については積極的に情報収集等を進めています。宿泊施設等の事業は継続していく条件で一般競争入札を行うと聞いている。市内に宿泊施設がなく、必要ではあるが、三セク方式や直営は難しい。事業形態はぜひ継続していくよう機構の方には申し入れている。現在年金センターで働いている人たちの雇用継続の問題も申し入れている。とのお回答がありましたが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

後は自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まず、第1点の住宅地の公園整備についてでございますが、都市公園は市街地内の憩いの場になるだけではございませんで、災害発生時における避難空間機能を持っております。第四次太宰府市総合計画の後期の基本計画では、公園としては緑の基本計画に基づきまして、年次計画をもって整備を図ることを掲げております。

現在、高雄公園をはじめ、通古賀地区の土地区画整理地区内の街区公園整備を計画中でございます。それと同時に、太宰府市におきます緑地保全の特徴といたしましては、大宰府政庁跡あるいは特別公園史跡地、太宰府天満宮等々の緑地空間があるのは、ご承知のとおりかと存じます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 私の方からは、少し詳細にご回答申し上げます。

現在、市内には122か所の都市公園が設置されており、1人当たりの公園面積は4.26㎡で、国の目標面積には達しておりませんが、本市は先ほど市長が申されたように大宰府政庁跡などの広大な特別史跡が存在しておりますので、市民のレクリエーション、それから憩いの場として多くの人に利用されておるところでございます。

今回の質問では、歩いて5分くらいのところに公園の設置ということでございますが、公園整備基準の一つに歩いていける整備率というのがございます。それで見ますと、街区公園は118か所と多く、面積も12.43haありますことから、市内全体押しなべての整備率は100%を超え、基準を満たしておるところでございます。

しかしながら、昭和40年代以前に造成されました団地には、当時の設置基準、そういうものがございませでしたので、公園が設置されていないところもあるところでございます。

ご質問の公園につきましても、地域の実情もあると思いますが、現在のところ、先ほど市長が述べましたように高雄公園、それから土地区画整理地内を計画中でございますので、ご理解を賜りたいと存じております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） それで、まず私、例規集の中の公園台帳ですね、そちらの方から確認し

たんですが、ちょっと3点ほど確認をもう一度させてください。

まず、番号が33の梅ヶ丘公園ですね、これは梅ヶ丘公民館と同じというか、併設のところなのかとですね、52番がこれ抜けているんですね。51の、皆さんに配った資料と違いますので、鶴畑公園から53の松川公園に飛んでいるんですが、52はもう廃止されたのかと、3つ目が98の「エムタ」公園と読むんですかね、梅ヶ丘、行政区が。これが梅香苑一丁目になっておるんですが、これは単純な間違いなのかをちょっとまずお答えください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） ちょっと前後いたしますが、53番につきましては、これは公園を廃止いたしております。

（6番門田直樹議員「52番ですが」と呼ぶ）

あ、52番ですね。済みません。失礼しました。

それから、江牟田公園は、梅香苑一丁目ですから、梅香苑区になりますですね。

（「江牟田公園は梅ヶ丘。梅香苑とは違うよ」と呼ぶ者あり）

あ、行政区は梅ヶ丘になります。

それから、33番、済みません、ちょっと時間を下さい。

これは済みません、併設されておるかということで、ちょっと確認ができません。後で調べてお答えいたします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 住宅地図で確認すると同じ場所だったから、恐らく併設というか、公民館の前の部分を公園といっているのかなという感じだったんですが、これをまとめたのがですね、私、資料として配付させていただきまして、お手元にあると思うんですけども、ちょっとこれをもとにですね、いわゆる行政区ごとの概要、概況といいますか、またこの資料のちょっと説明もですね、させていただきたいんですけども、まず公園の数が0、1、2、3というふうにあるんですけども、調べたらこのとおりなんですけれども、ただ参考のところには幾つか書いているのは大きな公園ですね。これは太宰府梅林アスレチックスポーツ公園とか通古賀の近隣公園とか大きなものはその中に入っているから、例えば三條の7万4千、これ面積は㎡です、忘れております。7万4千㎡ですけど、実際はそのうち7万3千㎡が梅林公園だということなんですけれども、その他例えば北谷は0なんですけれども、北谷運動公園があると、有料公園ですけど、一部分自由に使える部分もありますですね。

それから、東観世は親水公園が確かにすぐ隣にあるから、それがあつないかと言われるとそこまでなんですけど、また後でちょっとお聞きしますけど、国分も児童公園とかですね、集会所、アンビシャス広場を使っている部分とかは公園台帳には載ってないけども、実際は公園として機能しているということはあるんですけども、まずやっぱりこういうのを見ていてですね、いろんな確かに古い集落、新しい団地とかですね、その他いろいろ事情、時代等もあるとは思いますが、基本的にこういう公園を整備される基本理念といいますか、条例もご

ざいますけれども、その辺をちょっとわかりやすくご説明ください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 門田議員さんの方は、一応こういう形で行政区ごとに表をつくられてお示しいただいております。私たちの方は、今、私、手元に公園の位置をずっと全体的に図に落として、それからお答えしているんですけど、行政区によっては面積等が少ない区もございます。しかしながら、先ほどおっしゃいましたような、公園ということですけど、もうちょっと広く緑地というようなところで考え方を持っておりまして、以前緑の基本計画というのがございまして、それからずっと空間、先ほど言いました政庁跡とかいろんな運動公園とか、そういう全体的なバランスから見ますと、一応近くに行ける何か空間のあるようなところは今整っているかなというふうに行政では考えておるところでございます。

先ほど言いましたように、前から小さいところも今どうかするということところは、今のところ全体的な部分ではまだないというところでございます。ご理解賜りたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） わかりました。

先ほどちょっと言いましたけど、いわゆる台帳に載っていない公園、それは公園なのかどうか、ちょっと私はわからないんですけども、実質公園として皆使っているような、例えば私が住んでおる国分で言いましたら児童公園、国分寺というお寺の前にあるんですけど、あそこは史跡ですよ。表現が難しいんですけど、使っていると。現には使っているんですけど、実際はなかなかバックネットをつくったりとかもできないし、もちろん遊具もできないし、それはいいんですけども、そんなところとか、あるいはアンビシャス広場をやっている国分ヶ丘集会所、今度の老人憩いの家ですね、の事業で立派に修復させていただいたんですけども、その前の広場も遊具等はあるんですが、公園ではないというふうなものがたくさんあるんじゃないかと思うんですね。北谷も公民館の前にありますし、そういうふうなところは大きっぱにどれぐらいあるものなのか、ちょっとお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今、数を具体的に言うことはできませんが、先ほど言いましたように拾い上げればかなりあって、みんなそこでコミュニケーションをとられているというふうなところがあるかと思えます。

済みません。具体的にはつかみ切っておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 使う側からいえば、別に所管が何とか、そこが正式に何とかというのは余り別に気にはならないわけですね。使う方というのは、不特定、地域で特定はされるかもしれませんが、思い思いに気が向いたときに行って、要は遊べばそれでいいということが基本ではないかと思うんですけども、ただそのときにやっぱり遊具の問題とか、もしちょっ



とけがででしたらどうなるのかというのも若干心配もあるということ。

それから、公園ということでいろいろ法律、条例等あるんですけども、融通ということであったらですね、例えば昔我々小さいころは神社があったら、神社の中にどっからどこまでが神社というよりも、遊具があったり公園みたいな形になっていたわけですね。そのような形で、地域によっては神社の中の前の広場にすべり台を置いておったと、だけど大雨で倒れたけど、もう聞いたら、いや、そこは公園じゃないよということで、ずっとそのままになっている。それはそれでじゃあ仕方ないなということもあるんですけども、もしですね、そういう住民とか氏子とか、いや、ぜひ公園として整備できませんかということになったら、そんなことは前向きに考えられるのかなということをお聞きしたいんですけど。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 前向きにはちょっと考えにくうございます。今は公園が118街区公園があるという中で、神社が入っておるのは吉松に1つ、そこを公園としているということで、公園でございますが、水城の老松神社とか通古賀の神社とかいろいろございますが、一つは神社庁の底地が神社庁ということで、なかなか神社庁からそこを最終的に何か借地するような形になって、それから手続をとるとということで、1つそういう面で難しい部分があるということでございますが、しかしながら地域ではそこを公園ということで使ってあるところが多うございますからですね、あえてその公園台帳に登録するというのは、今のところ考えにくうございます。よろしくをお願いします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） でですね、本題と申しますか、結局何が言いたいかと申しますと、できる限り融通をきかせてですね、私が配付しましたこの表を見てもわかるように、実は私は国分というところ、7か所もあるということで一生懸命考えたんですが、どうしても1か所はもう思い出さんのですよ。で、地図でも見ますけど、地番で出ていますからわからなかったんですけども、むらがあると、面積これ割ったらわかるんですけども、青葉台の半分以下ですね、だけど数は多いと。片や、それぞれ比べるとわかるんですけど、特徴的なものとして、例えば梅ヶ丘ですね。3か所あるけど770㎡ですけど、これも住宅地図で調べてみたんですけども、何かこの方に言わせると、いや、うちはこげんないぞと。だけど、ごく近くに住んでいる方は、あることはわかっているはずですね。何軒か両隣ぐらいは、そこにあることはわかるけれども、大方の人はそんなのがあったかなというふうなのが実情みたいで、それはそれでいわゆる街区公園になるんですかね。何か火事があったらそこに逃げるとか、ちょっとそこで子どもが遊ぶとかということで公園が整備されていると思うんですよ。

しかし、いわゆる地区の集まりとかでいう公園という、例えば盆踊りをちょっとやろうとかというときに役に立っていないと、そんなのがあったかなという感じみたいですね。私どもの国分区も先ほどの公園でない公園をこっそり使わせていただいております。ですから、そこをですね、まあ言ってみたら、もう使っていない公園を売ってですね、まとめ

て大きくしたりとか、それで確かに子どもも今いないから将来もないかということ、それはわかりません。でも、それはそのときにいわゆるみなし公園みたいにですね、どこかの借地で何も遊具もないけど、ここは自由に使っていいよという看板を1つ立ててですね、それで自分で気をつけなさいという公園みたいなをつくったりとかした方が地域の住民は喜ぶんじゃないかなと思うわけです。

また、いろんな意見を聞いたんですけど、天拝公園というのが二日市にあるんですけども、あそこは平日でもたくさん人が池の上のステージが何か、吹きさらしで風通しがいいですよ。あそこでよう寝たり詩吟したり、いろんな方が利用されてあるんですけど、まああんなに立派なものはいいいけれども、例えば池の土手の半分か3分の1をちょっとせきとめてですね、そんなことができないかとか、要はこういうふうなことにに関して、一番わかっているのは地元なんです。ですから、地元の意見、例えば私の区なんですけど、このことを区長に相談したら、おまえ何言ってんの、すごくいっぱいあって困ってんだよと、変な質問すんなよとね、かえって怒られたんだけど、要は小っちゃな公園がですね、幾つもあって草が生えて、地域の人が取ってあったけど、高齢化でなかなかそれもうまくいかんということで、管理も難しいということですけども、そんなふうなところの意見をですね、というか連携といいますかね、を区とされて、もう少し公園はもうつくったらそのままとか未来永劫そのままじゃなくて、何かこうくっつけたりこうしたりしていく考え方というのはできないものではないかな。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まさにおっしゃることはですね、庁内内部でも検討しなければならない問題でございまして、一つは管理のあり方でございます。少数点在というところが多うございまして、行政区で責任を持って管理をしてあるところもございまして。大変助かっておりますが、まだそうでないところをどうするかということで、それこそ協働のまちづくりということで、今年市長と語る会でずっと回しまして、公園の問題は必ず出てまいりましてですね、何とかならないかということで、こちらからもコミュニティの力をかりたいというようなことは述べてきております。

まだ具体的にどこの公園をどこの行政区と、例えばモデル地区とかを選定してですね、何かそこをやってみるといようなことも部内では考えておるんですけど、まだ実現に至っておりません。

もう一つのそれこそ統廃合といいますか、小さな公園、昔は子どもさんたちが多かったので、そこを使ったであろうところが今は使われていない。逆にお年寄り用に使っていただいたらどうかというようなこともあるんですけども、その統廃合が特に昔開けた団地あたりはできないかということで、これも考えなさいという宿題ですけども、一つは公園を減らさないという都市公園法、そういう部分がありますので、皆さんの団地の、例えば中心部に計画して周りのところは廃止するとかですね、例えばほかに売るとか使ってもらおうとか、そういう形で統廃合ができないかということではないかなというふうに思っております。

ただ、先ほど言いましたように、まだ具体的な考え方、そういうものは今のところまだテーブルの俎上にもちょっとのりにくいというようなことで、考え方としてはあります。市民の皆さんも小さい公園より広い公園の方が利用率も高うございますので、そういうのは十分存じておりますが、今のところちょっとそういうところがまだし切れていないというところがございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ぜひ将来的にそういうふうな検討もお願いします。

また、先ほども言いましたように、樹木の選定とかですね、雑草取りとかというのは地元がやればいいと思うんですよ。地元と話し合いをしてですね、できないところは、その公園はもうなくすよと、取り上げるよということでも別に構わないと思います。そういうふうなことで地元の意見を聞きながら、いろんな検討をしてみてください。

じゃ、次をお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 国民年金保養センター太宰府についてのご質問でございますが、ご承知のように管理団体でございます独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構というものができておりまして、それに対しましては現在国民年金保養センター太宰府でございますが、宿泊施設で利用されておるわけでございますが、今後ともこの事業形態を継続していただきたいという要望はいたしておるところでございますし、向こうの整理機構のスケジュールとしては、ただいま申されましたように9月8日付で一般競争入札による売却公告がなされたところでございます。それによりまして、12月14日までに入札参加者の受け付けを行いまして、12月21日に入札執行が行われるということを知っております。

そこで、その落札決定となりますと、ご承知のように1月中に契約して3月に引き渡すというようなスケジュールを機構の方では持っておるわけでございます。もちろん、これは太宰府だけではなくて、全国的な諸施設について行っておるところでございますが、我々といましては今後とも、この年金センターの今の利用形態等につきまして、ぜひとも継続していただきたいというような要望を持ってあったわけでございますので、今この情報の収集に努めておるところでございます。

ご質問のような現在の年金センターの従業員の再雇用の可能性でございますが、年金・健康保険福祉施設整理機構からも、落札者の方へでございますが、宿泊事業、それらの従業員につきましても継続するように強くお願いいたしておるところでございます。そういう配慮の方については十分ご承知していただきたいと、今後とも申し述べていきたいと思っております。

また、市といまして、新しい経営者が決まりましたら、現在の宿泊施設としての機能を含めまして従業員の雇用につきましても、できるだけ継続されるように申し入れを行っていききたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 6月議会で隣の不老議員が質問されまして、詳しく質問されまして、また詳しくご回答いただいておりますね、本当に重複して聞くことになってしまっているんですけども、やはり非常に太宰府市にとって大変大事な施設でありまして、また中におられます30名弱くらいですか、従業員もほとんど太宰府市の方ですし、この雇用問題等を含めまして、やっぱりその進捗というものが大変注目されております。

いろいろとそのうわさというものはありますし、ただ21日の入札と、12月ですね、入札前ということで余りいろいろとお聞きすることも難しいんですけども、市長がいろいろご努力されてあるということはちょっと漏れ伝わっております。その中で、結局突き詰めていきますと、結局その事業形態ですね、宿泊施設としての事業形態というものが維持できるのか。極端な話、温泉つきのリゾートマンションで売っ払ったらこれはどうなるのかということにもなりますし、しかしそれはやはり整理機構が厳たる判断でされるし、また逆に入札のときにいろいろ条件つきでするのはいかなものかということになるのかもしれないけれども、やはりそこで入札されて、そこで商売されるか売られるかわかりませんが、とにかく太宰府という地元、自治体、それから市民ですね、がそういう気持ちだよということをぜひ重々伝えていただきたい。

雇用の問題もそういうことですが、あと我々、我々といいましても、太宰府のものでもありませんし、何らある意味権限がないんですけども、幸いなことに市長が理事長を務められておられます。また、この太宰府の地で何十年もずっと商売をやってこられたわけですので、あとできることというのは何か、市長、ございますか。何かやれることは。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） これは原則申し上げますと、これは整理機構ができて、全国にございませぬこの施設については、廃止または売却という方針に従っております。

ちなみに、福岡県内にも関連施設は11施設あるわけございまして、九州厚生年金の病院を含めまして、老人ホームあるいは厚生年金スポーツセンター、それから私の方の保養センター、それから同じく健康センターグリーンヒル若宮、これ2つが我々の今国民年金福祉協会、県の福祉協会に経営委託しておるところでございます。

したがいまして、基本的には国としては売却ないしは廃止というような大きな年金制度、社会保険庁を含めた、そういう整理の大きな方針によってのあれでございますので、今のところ設置者はもちろん年金センターでございますけれども、市として注文をつけるというのは非常に難しい。ただ、今まで設置の経緯、それから今日までの年金の宿泊施設だけではなくて、あるいは年金の啓発、あるいは市民への理解等々、それから年金管理者への保養施設等々、そういう役割を今日までしてきたわけでございますから、そしてまた太宰府の場合は温泉が出まして年寄りの憩いの場にもなっていると、そういうことは十分承知して申し入れはしておりますが、問題はどういう方が落札されるかというのが一番基本でございますが、当然落札については現在の経営状況、将来の経営の継続の問題等十分いろいろ検討された結果の入札になると思

いますが、その間の事情等については、年金センターにじきじきいろいろの調査等もあっているようにございますが、我々の思っております福祉協会、また地元の願いというのは、当然そこでセンター長からも十分説明をいたしておると、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） どういう方、どういう事業者が落札されるか、こればかりはわかりませんが、もし太宰府と縁が深い方、ところかもしれないし、そういったところを考えていきますと、まだまだ望みはあるというふうなことも考えます。本当にこういうふうな事業形態、またはこの雇用のできるだけ維持ですね、まあまず話聞くだけでも聞いてくれというぐらいのことから始めてですね、まだまだご努力をお願いします。

そして、今後進捗、いろいろな状況が変わりましたら、ぜひ議会の方にも逐一お知らせいただけるとありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 先ほどの門田議員の質問の1項目めで、関連質問の中に例規集33番に対する回答の保留がございました。その回答を準備できておりましたら、建設部長。

建設部長（富田 譲） 失礼いたしました。

これは公民館と併設ではございません。公民館は県道の筑紫野・筑穂線沿いにございまして、公園自体はずっとそれから団地の奥の方に、片谷池まで行きませんが、その近くにございます。別でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） よろしゅうございますか。

（6番門田直樹議員「はい」と呼ぶ）

6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は9月26日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

お疲れでございました。

散会 午後4時22分

~~~~~